

公共工事の早期執行(参考資料)

令和3年5月
国土交通省大臣官房技術調査課

改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	≪同左≫ <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>罰則:雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金</p> </div>
36協定の 限度	≪厚生労働大臣告示:強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで) (特別条項) (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	≪労働基準法改正により法定:罰則付き≫ (1)・原則、月45時間 かつ 年360時間 …第36条第4項 ・特別条項でも上回る事の出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間 (月平均60時間) …第36条第5項 ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回る事の出来ない上限を設定 a.2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) …第36条第6項第3号 b. 単月100時間未満 (休日労働を含む) …第36条第6項第2号 c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 …第36条第5項 (2)建設業の取り扱い ・ 施行後5年間 現行制度を適用 …第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・ 施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.bは適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 …第139条第1項 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

新3Kを実現するための直轄工事における取組

- 建設業の新3K（給与・休暇・希望）を実現するため、国土交通省直轄工事において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□「労務費見積り尊重宣言」

促進モデル工事★

- 日建連による「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、下請企業からの労務費見積りを尊重する企業を、総合評価や成績評定において優位に評価。
- R2.1月より大規模工事を対象に、関東地整で先行的にモデル工事を発注。
- R2年度は全国でモデル工事を発注。
 - ✓ 促進モデル工事：約20件

□CCUS義務化モデル工事等★

- 新たに、一般土木（WTO対象工事）において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。
- ＜R2年度の発注予定＞
 - ✓ 義務化モデル工事：約20件
 - ✓ 活用推奨モデル工事：約20件

休暇

□週休2日対象工事★

- 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。
- ＜これまでの実績＞
 - ✓ 165件(H28年度)
 - 1,106件(H29年度)
 - 3,129件(H30年度)
 - 4,835件(R1年度)
- R2年度は原則全ての工事を「週休2日対象工事」として公告。

□適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。
- ＜主な内容＞
 - ✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮
 - ✓ 余裕期間制度の原則活用
 - ✓ 受発注者間の工事工程の共有

□i-Constructionの推進★

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- ＜これまでの実績＞
 - ✓ 584件(H28年度)
 - 918件(H29年度)
 - 1,105件(H30年度)
 - 2,132件(R1年度)
- その他、BIM/CIM活用、規格の標準化、施工時期の平準化、新技術の活用などを推進。

□中長期的な発注見通しの公表

- 改正品確法を踏まえ、R2年度より中長期的な工事発注見通しを作成・公表。

□誇り・魅力・やりがいの醸成

- 建設業のリブランディングに向けた提言をR2.1にとりまとめ。

★総合評価や成績評定におけるインセンティブやペナルティによって取組を推進

「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

1. 概要

- 日本建設業連合会が表明した「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、関東地方整備局の発注工事において、建設業の労務賃金改善に関する取り組みを推進するため、総合評価方式や工事成績評定においてインセンティブを付与するモデル工事を試行。

2. **対象工事** : 当面、本通知以降に公告する一般土木工事（WTO対象工事で段階的選抜方式）を対象とする。

3. 試行内容

（1）総合評価方式における技術評価内容

① 「労務費見積り尊重宣言」の確認

- ・ **発注者**は、入札契約手続きの審査基準日までに、入札・契約参加企業が「**労務費見積り尊重宣言**」を**決定・公表した事実**を確認

② **労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書**の確認

- ・ **発注者**は、入札・契約手続き参加企業から提出された**誓約書**を確認

⇒ ①②の両方とも満たす場合
加点：1点

（2）工事成績評定（工事完成検査/成績評定時）

➢ **元請企業と下請企業間の見積書**を確認

（下請金額3,500万円以上の1次下請を対象とし確認（数社を抜き取りで確認））

① **労務費（労務賃金）が内訳明示されていない場合**

⇒ **減点** （落札者が総合評価方式の技術評価において加点された場合のみ）

② **見積書に加え注文書に労務費（労務賃金）が内訳明示されている場合**

※ 工事完了検査時において「**労務費見積り尊重宣言**」を公表した事実を確認できること

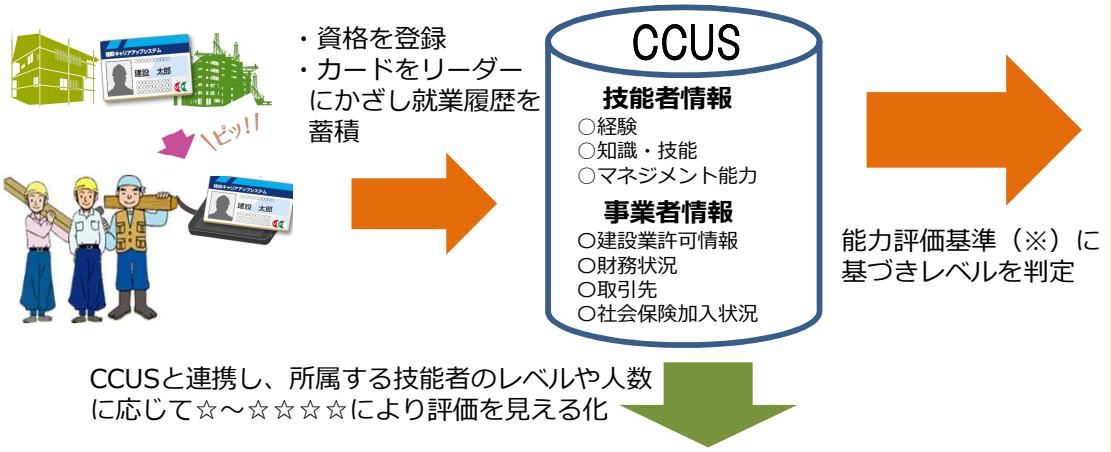
⇒ **加点** （受注者が総合評価方式の技術評価において加点されていない場合でも、工事完成検査時において（2）②を満たす場合は加点対象とする）

4. 実施状況・今後の展開

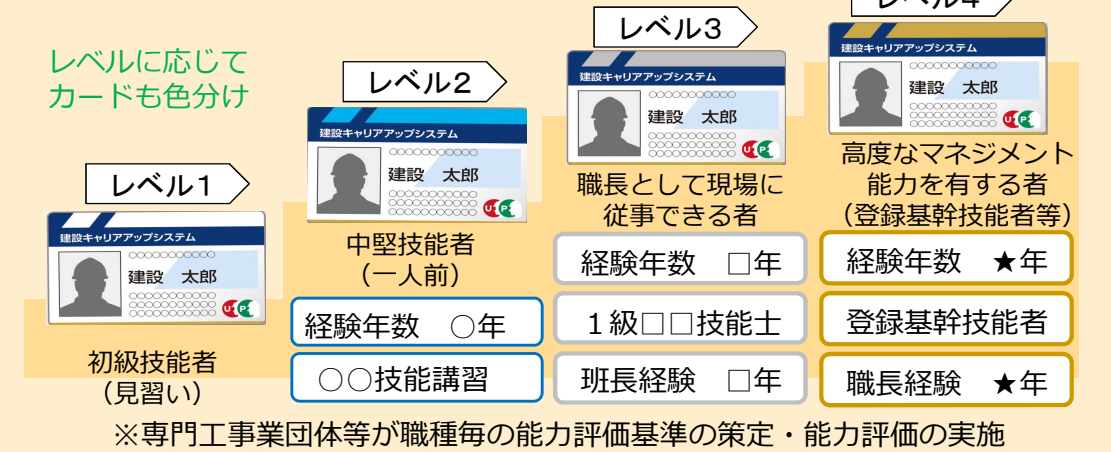
R2.1に2件の工事で公告。
R2年度は、全国でモデル工事を発注。

- 「建設キャリアアップシステム (CCUS)」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代に **キャリアパスと処遇の見通し** を示し、**技能と経験に応じ給与を引き上げ**、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の **価格交渉力を向上** させるもの

業界横断的な経験・技能の蓄積



建設技能者の能力評価



専門工事企業の見える化

項目区分	項目	申請内容 (イメージ)
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	〇〇年
	財務状況等	〇〇指標 取引銀行; △△銀行〇〇支店 取引先; ●●建設、▼▼工務店
	社員数	〇〇名 (直用)
施工能力 ☆☆☆☆	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数 〇〇名 キャリアアップカードのレベル4-〇名 レベル3-〇名 レベル2-〇名 レベル1-〇名 動員力 〇〇名
	施工現場	■病院、□〇ビル
コンプライアンス ☆☆☆☆	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

(例) 各職種における賃金目安

呼称	団体	賃金目安 (年収) の設定額		
		レベル4	レベル3	レベル2
型枠技能者	(一社)日本型枠工事業協会	820~620万円	640~590万円	550万円
機械土工技能者	(一社)日本機械土工協会	700万円	600万円	400万円
トンネル技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	1200万円	1100~850万円	750~500万円
基礎ぐい工事技能者	(一社)全国基礎工事業団体連合会	723~620万円	673~576万円	462~344万円

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。

- ・ CCUSと建退共の連携：CCUSカードをタッチすることで、**建退共掛金が充当**
- ・ 社保加入確認：**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**
- ・ 公共工事等での活用：国直轄工事での**CCUS義務化・活用推奨モデル工事**の実施、地方自治体発注工事での**CCUS活用**の取組
- ・ レベルに応じた賃金支払い：レベルに応じた**賃金目安の設定**、下請けによる**職長手当等マネジメントフィーの見積への反映**・元請による**見積尊重**
- ・ 更なる利便性向上：**顔認証入退場の推進**、マイナポータルとの連携

CCUS義務化モデル工事(試行)について

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において**加点／減点**するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : **一般土木工事(WTO対象工事)**を対象とする。発注予定を踏まえつつ、各地方整備局等で1件程度ずつ実施。

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置**すること
 - ② 工事期間中の**平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努める**こと
 - ③ 工事期間中の**平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努める**こと
- ※**上記①～③の達成状況により、工事成績評価で加点／減点**

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3) 工事成績評価(工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により**工事成績評価で加点／減点**

※**目標達成：1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)**

※**目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満)：1点減点**

(4) 積算

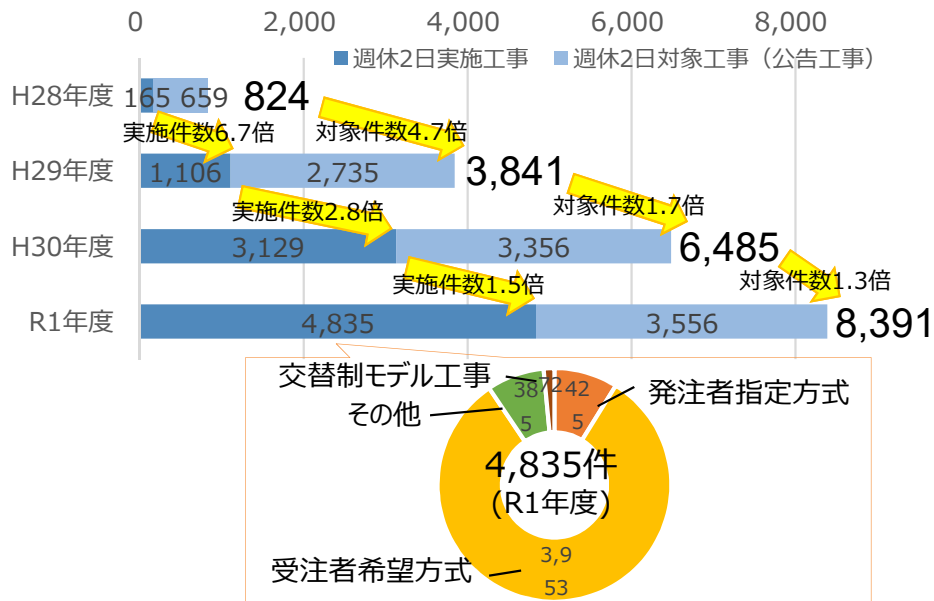
カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、精算変更時に支出実績に基づき、**発注者が負担**

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事(WTO対象工事)を対象に、**受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)**を、**各地方整備局等で3～4件程度ずつ実施**(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評価の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、**公表**することを求める。)

週休2日対象工事

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	6,485(3,129)	8,391(4,835)
実施率	20.0%	28.7%	48.2%	57.6%

週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市(計67団体)）

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体

週休2日の推進に向けた取組（直轄）

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費（賃料）について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- R3年度は、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなるに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。
- R3年度より、交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、新たに現場管理費の補正係数を設定。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■ 工事成績評価による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

- 直轄工事においては、R6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、R5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

直轄工事における週休2日の取組方針(案)

- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
- 令和6年4月には、維持工事等も含めて、原則として週休2日の確保を目指す。

週休2日工事の取組方針（案）

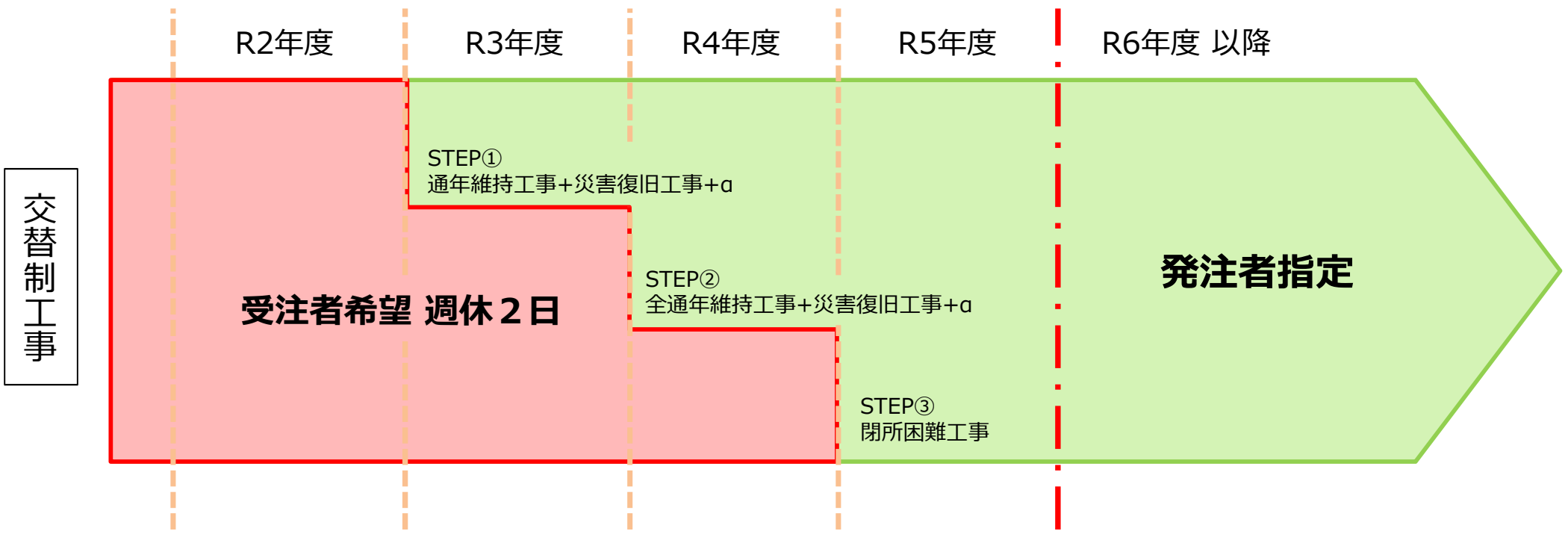


※北海道開発局においては、本官工事のうち2.5億円以上のものを対象

※北海道開発局においては、2.5億円未満の本官工事及び分任官工事を対象

直轄工事における週休2日の取組方針(案)

週休2日交替制モデル工事の取組方針(案)



- ◇週休2日交替制モデル対象工事(案) ※運用に向けて、今後詳細を検討
- 365日拘束される工事
 - ・通年維持工事等
 - 連続して稼働しなければならない工事(閉所困難工事)
 - ・災害復旧工事
 - ・交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
 - ・連続施工せざるを得ない工事(シールド・ニューマチックケーソン等)

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
 - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
 - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

直轄土木工事における適正な工期設定指針

- 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用。
- 品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。
- こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指針を策定する。

工期設定指針の構成

(1) 工事発注段階

- ① 全体工期に含むべき日数・期間の設定

〔 余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数
不稼働日、後片付け期間 〕

- ② 「工期設定支援システム」の活用
- ③ 工期設定の条件明示等

(2) 施工段階

- ① 工事工程クリティカルパスの共有
- ② 工期延期に伴う間接工事費の変更

(3) 工事完成後

- ① 実績工事工程の収集

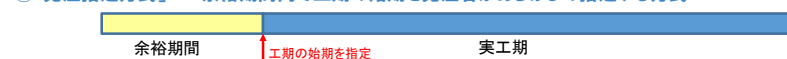
<対象工事>

国土交通省直轄土木工事(港湾・空港除く)を対象
 通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

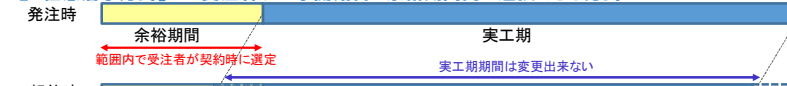
余裕期間制度

○ 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

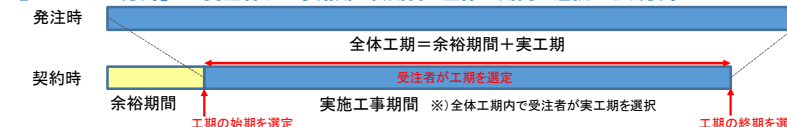
- ① 「発注指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



- ② 「任意着手方式」： 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



- ③ 「フレックス方式」： 受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式

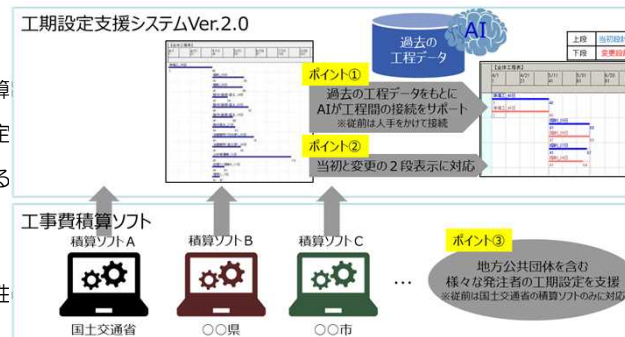


工期設定支援システムの活用

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

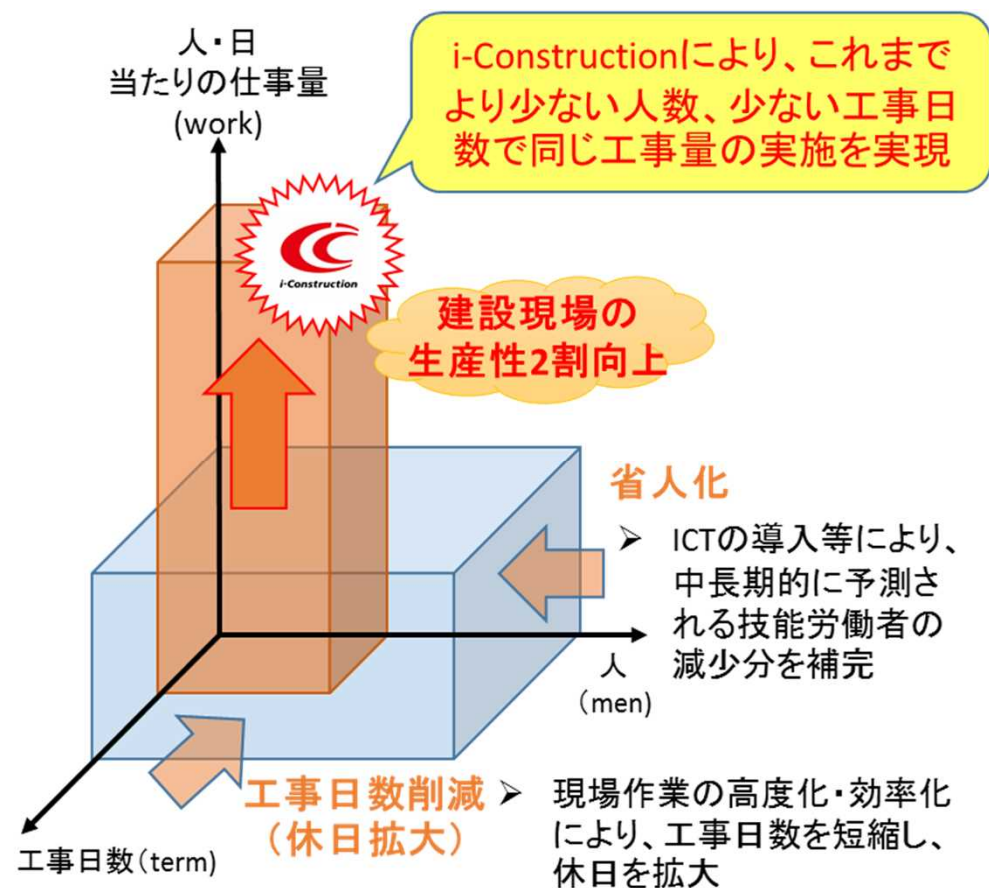
- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性チェック



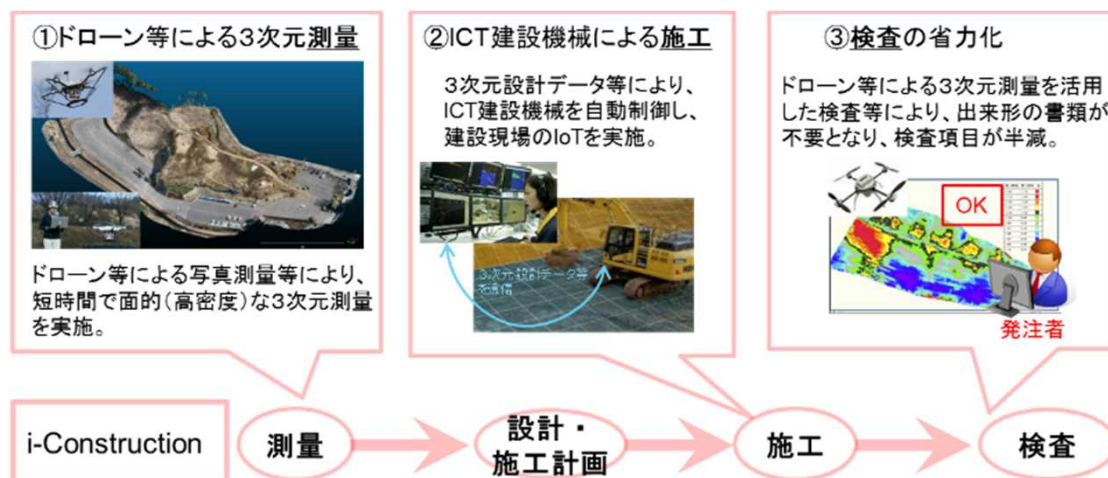
i-Construction ～建設業の生産性向上～

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場**に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



ICTの土工への活用イメージ (ICT土工)

i-Construction トップランナー施策 (H28~)

ICTの全面的な活用 (ICT施工)

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》



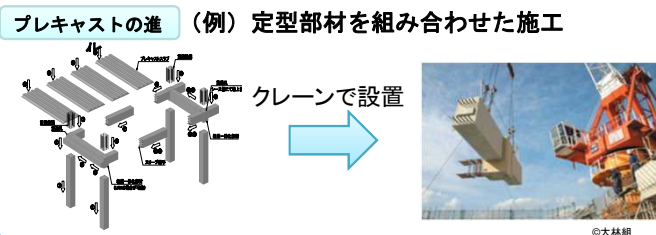
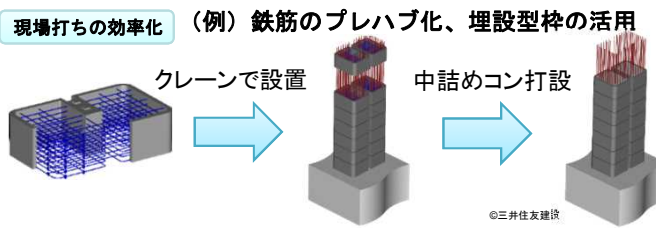
3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。
- 部材の規格 (サイズ等) の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

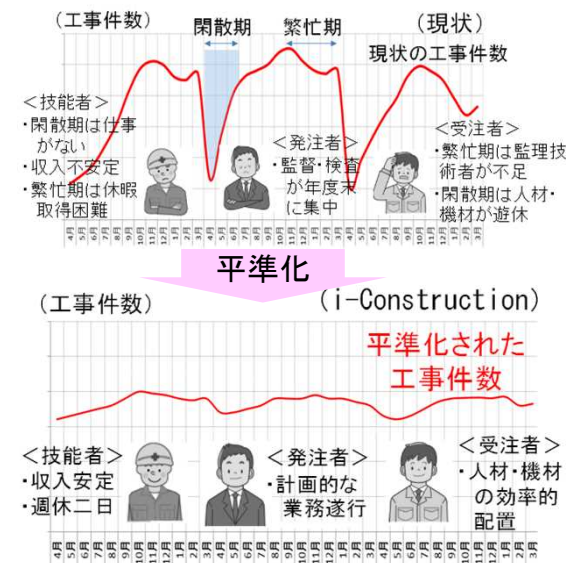
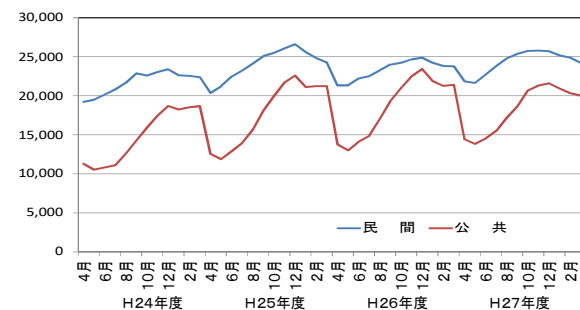


コンクリート工の生産性向上のための3要素



施工時期の平準化等

- 公共工事は第1四半期 (4~6月) に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



○平成28年度の土工を皮切りに、主要工種から順次、ICT活用に向けた基準類を整備

H28	H29	H30	R1	R2	R3以降
ICT土工					
	ICT舗装工(平成29年度:アスファルト舗装、平成30年度コンクリート舗装)				
	ICT浚渫工(港湾)				
		ICT浚渫工(河川)			
			ICT地盤改良工(浅層・中層混合処理)		
			ICT法面工(吹付工)		
			ICT付帯構造物設置工		
				ICT地盤改良工(深層)	
				ICT法面工(吹付法砕工)	
				ICT舗装工(修繕工)	
				ICT基礎工・ブロック据付工(港湾)	
					ICT構造物工
					ICT路盤工
				民間等の要望も踏まえ 更なる工種拡大	
18基準 (新規11・改定7)	39基準 (新規21・改定18)	39基準 (新規13・改定26)	35基準 (新規10・改定25)	49基準 (新規9・改定40)	

※測量分野については、平成30年度からICT活用拡大(1基準を新規策定、1基準を改定)

※維持管理分野(点検)については、平成30年度からICT活用拡大(2基準を新規策定)

※建築分野(官庁営繕)については、平成30年度からICT活用拡大(1基準を新規策定、1基準を改定)

建設現場におけるICT活用の現状と課題

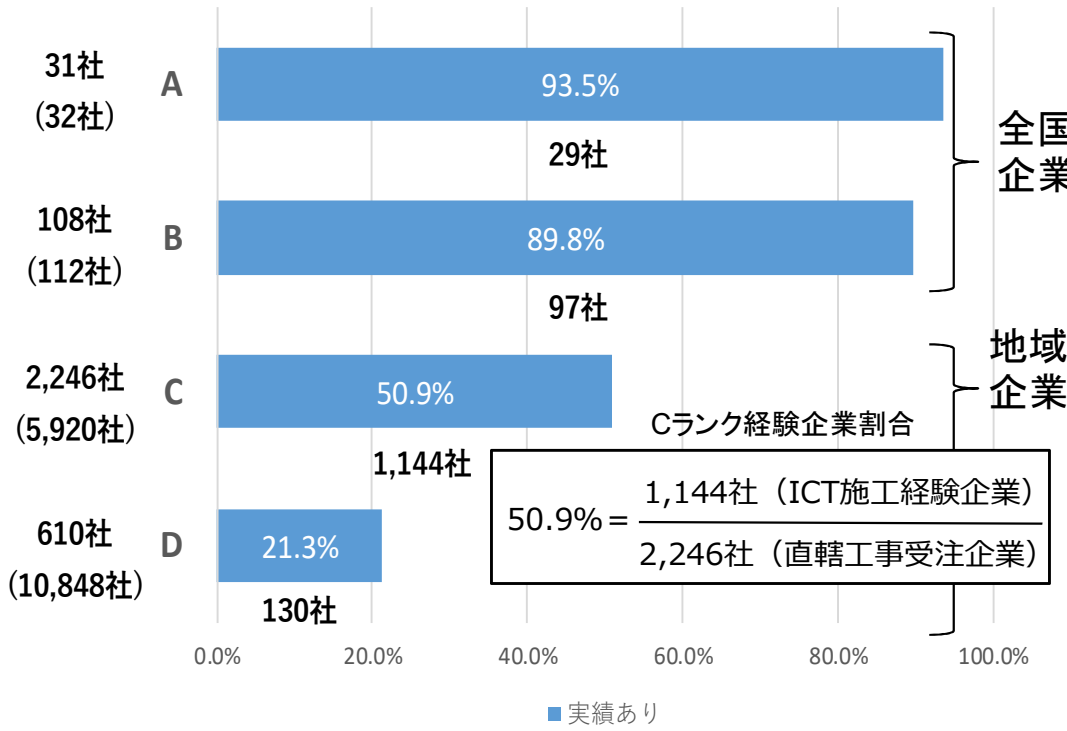
○施工や管理に3次元データ等を活用するICT活用工事では、直轄工事の実施件数は年々増加、土工における延べ作業時間が約3割縮減するなどの効果が表れている。

<ICT施工実施状況>

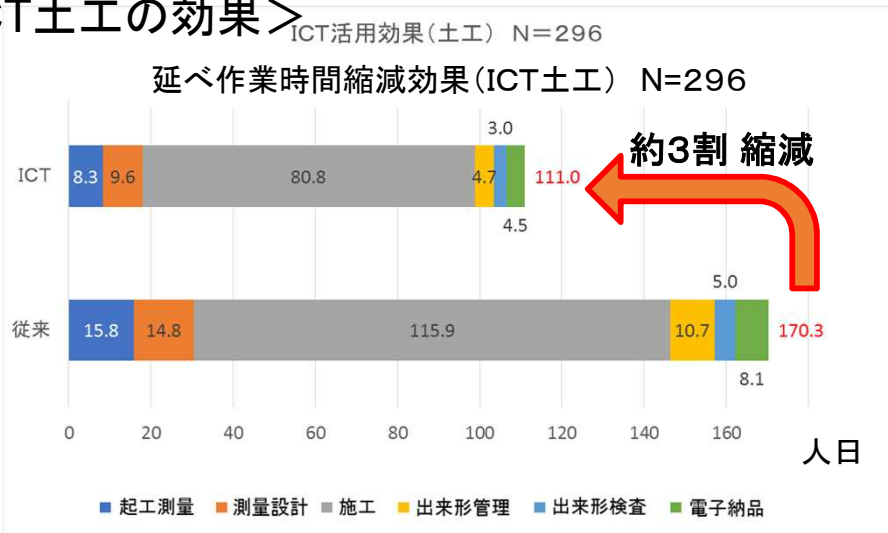
工種	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	公告件数	うちICT実施	公告件数	うちICT実施	公告件数	うちICT実施	公告件数	うちICT実施
土工	1,625	584	1,952	815	1,675	960	2,246	1,799
舗装工	-	-	201	79	203	80	340	233
浚渫工	-	-	28	24	62	57	63	57
浚渫工(河川)	-	-	-	-	8	8	39	34
地盤改良工	-	-	-	-	-	-	22	9
合計	1,625	584	2,175	912	1,947	1,104	2,397	1,890
実施率	36%		42%		57%		79%	

<ICT施工の経験企業の割合>

■一般土木工事の等級別ICT施工経験割合
(平成28年度以降の直轄工事受注実績に対する割合)



<ICT土工の効果>



- 活用効果は施工者へのアンケート調査結果の平均値として算出。
- 従来の労務は施工者の想定値
- 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

数値は等級毎の平成28年度以降の直轄工事を受注した業者数 ()内は一般土木の全登録業者数

- ・各地方整備局のICT活用工事実績リストより集計
- ・単体企業での元請け受注工事のみを集計
- ・北海道、沖縄は除く
- ・対象期間はH28～R2.3

○ICT施工における小規模施工の積算基準の対応

- 5,000m³の積算基準を設定(平成31年4月)など、小規模工事へ対応
- 現場条件により、標準のICT施工機械よりも規格の小さい施工機械を用いる場合は、標準積算によらず見積りを活用

○トップランナーの取組に関する情報共有

- 先進的にICTを活用しているトップランナー企業の、ノウハウを共有する機会を設置



※ 中部地整「ICT導入研究会」においてi-Construction大賞受賞者による取組発表 (令和元年5月)

○地域企業への普及拡大に向けた簡易型ICT活用工事の導入

- 工事の全ての段階で3次元データ活用が必須であったところを、一部段階で選択可能とした「簡易型ICT活用工事」を2020年度より導入

3次元起工測量

3次元設計
データ作成

ICT建設機械に
よる施工

3次元出来形管
理等の施工管理

3次元データ
の納品

必須項目

選択可能な項目

中長期的な発注の見通し公表について

背景

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」。)において、発注者の責務として、公共工事の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

<根拠条文>

品確法第七条第一項(抄)

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定にする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。



対応の基本方針

- 入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設
(現在は、各年度毎の個別の工事・業務の発注の見通しを公表)
- 掲載をする情報は事業(プロジェクト単位)を基本とし、事業計画通知や各種計画等で既に公表している情報を用いて対応

スケジュール

- 令和2年度より直轄の取組を公表：10月から河川・道路・公園事業の見通しを公表
- 今後、地域発注者協議会等を通じて、取組を順次拡大予定

中長期的な発注の見通し公表について

これまで、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載

No	発注機関/担当部・事務所	工事名	入札契約方式	工事区分	入札予定時期	更新日
1	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
2	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
3	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08

今回、中長期的な見通しを追加して公表



事業計画通知に記載している事業(プロジェクト)の情報を
中長期的な見通しとして追加

No.	発注機関/担当部・事務所	事業名	更新日
1	国土交通省○○地方整備局/○○国道事務所	国道○○号○○道 (○○~○○) (○○環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省○○地方整備局/○○国道事務所	国道○○号○○道	2020/04/01



発注機関	国土交通省○○地方整備局
担当部・事務所	○○国道事務所
事業名称	国道○○号 ○○道路
全体事業規模	L=23.0km
全体事業費	○○○億円
当年度の事業費	○○億円
事業進捗/完成予定時期	事業進捗率: 00% 用地進捗率: 00%
当年度事業概要	道路改良工 ○km 橋梁上下部工 ○橋 トンネル工 ○箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む
備考	<事業展開> 国道○○号 ○○道路 令和3年度: ○億円 令和4年度: ○億円 令和5年度: ○億円 令和6年度: ○億円

対象事業 : 国土交通省の直轄事業のうち、河川・道路・公園事業

【参考】中長期的な発注の見通し公表 掲載例

<p style="text-align: center;"> 工事の検索 業務の検索 発注機関の検索 </p> <p style="text-align: center;"> 中長期発注見通し 発注の見通し 入札公告等 入札の経過 発注の見通し 入札公告等 入札の経過 発注機関情報 </p>	
<h2>中長期発注見通し 概要</h2>	
発注機関	国土交通省関東地方整備局
担当部・事務所	荒川上流河川事務所
事業名称	荒川上流(河川改修)
全体事業規模	直轄管理区間 L=111km (築堤、護岸他)
全体事業費	荒川水系 6,233*億円
当年度の事業費	2,136,000千円
事業進捗/完成予定時期	当年度事業内容欄を参照
当年度事業内容	<p>さいたま築堤:天端舗装 L=8,800m(令和3年度完了予定) 平方地区:基盤整備 L=200m 東部地区:用地 A=0.5ha 古谷上地区:基盤整備 V=10千m³ 西遊馬地区:盛土 V=65千m³(令和4年度完了予定) ニツ宮地区:橋梁部周辺対策 L=470m(令和3年度完了予定) 南畑新田地区・宗岡地区:橋梁部周辺対策 L=340m(令和2年度完了予定) 昭和地区:堤防強化 L=250m(令和2年度完了予定) 飯田新田地区:堤防強化 L=850m(令和2年度完了予定) 等</p> <p>中長期の発注見通しの概要は、関東地方整備局令和2年度直轄事業の事業計画等(当初)【令和2年4月21日時点】を基に作成している。</p> <p>(注) 複数都府県間でアロケーションがなされる事業の「全体事業費」は他都府県分を含む額を記載しています。 河川事業等の整備内容については、20~30年後までに順次完成することを目的としています。 事業展開は、原則、事業が一定程度進捗し、当面の段階的な整備により完成予定(部分完成予定を含む)としている事業を記載対象としています。 全体事業費、事業展開については、事業工程上の必要額を便宜的に記載したものであり、災害の発生状況、毎年度の予算状況、用地・工事の進捗等により変更されることがあります。</p> <p>*:一般河川改修の全体事業費、事業展開は、同水系の大規模改良工事、流域治水整備事業、特定構造物改築事業の予算額を含んでいます。</p>
備考	<p><事業展開(他都府県分含む)>*</p> 荒川水系 令和3年度: 約190億円 令和4年度: 約240億円 令和5年度: 約220億円 令和6年度: 約220億円 令和7年度: 約220億円
公開日	2020年10月01日

直轄河川改修事業の例

公共工事の円滑な施工確保について（令和3年1月29日地方公共団体あて要請）

○ 防災・減災、国土強靱化の加速化等を図る観点から、公共工事の円滑かつ適切な執行に向けて、適正価格による契約等の適切な措置の実施を要請
（『公共工事の円滑な施工確保について』令和3年1月29日総務省自治行政局長・国交省不動産・建設経済局長、『公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について』令和3年1月29日総務省行政課長・国交省建設業課長）

適正な価格による契約

(1) 予定価格の適正な設定

- 労務・資材等の最新の実勢価格等を反映した適正な積算の実施
- 災害や不調、不落の場合等における見積りの積極的な活用
- 歩切りの根絶について改めて徹底すること

(2) ダンピング対策の強化

- 低入札価格調査基準制度、最低制限価格制度の活用の徹底

※課長通知において以下の事項について通知

- ・ 調査基準価格の算定方式や設定範囲等の改訂等、必要な見直しの実施
- ・ 低入札価格調査について、適切な調査の実施を徹底すること
- ・ 発注体制上の課題等により価格調査の実効性確保が困難である場合等は必要に応じて、最低制限価格制度の活用などを検討すること

(3) 設計変更等の適切な実施

- 適切な設計図書の変更や、これに伴い必要となる請負金額や工期の変更
- 建設資材の不足を原因とした工事の遅れなど、受注者の責めに帰すことができない事由により工期が遅れる場合の適切な工期の変更
- 遠隔地の資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等

技術者・技能者等の効率的活用等

(1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注

- 複数工区での発注等、適切な規模の発注
- 施工箇所が点在する工事の間接費の適切な運用

※課長通知においても、入札不調等が生じている場合等は、必要に応じて、複数工期をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や地域要件の緩和等について適宜検討する旨を通知

(2) 技術者の専任等に係る取扱い

- 監理技術者等の専任に係る取扱いの適切な対応

入札契約手続の迅速化等

- 入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化、事業執行の効率化等に資する適切な規模での発注等
- 災害復旧事業における随意契約や指名競争入札の活用

※課長通知において、以下の事項について通知

- ・ 災害復旧工事等の発注に当たって、地域の実情等も考慮し、必要に応じて概算数量発注の活用についても適宜検討すること

適正な工期設定、施工時期の平準化等

- 「工期に関する基準」等に基づき、休日等を考慮し、適正工期を設定
- 週休2日等を考慮し、必要となる労務費や機械経費等を適切に反映
- 債務負担行為の活用など、施工時期の平準化を図ること
（財政部局、農林・教育等の部局を含めた緊密な連携・取組など）

※課長通知において、社総交事業に係る債務負担行為の活用等について通知

地域の建設業者の受注機会の確保等

(1) 受注機会の確保等

- 適切な地域要件の設定や、地域精通度等の適切な企業評価
- 前金払制度のさらなる活用、前金払いの迅速かつ円滑な実施

(2) 技能者の就労環境の改善

- 社会保険未加入業者の排除等による適切な水準の賃金支払の促進
- 前払金、中間前払金の活用、適正な工期の設定、柔軟な設計変更

地域の建設業団体等との緊密な連携

- 公共工事を受注する地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携により、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札契約の適正化等に努めること

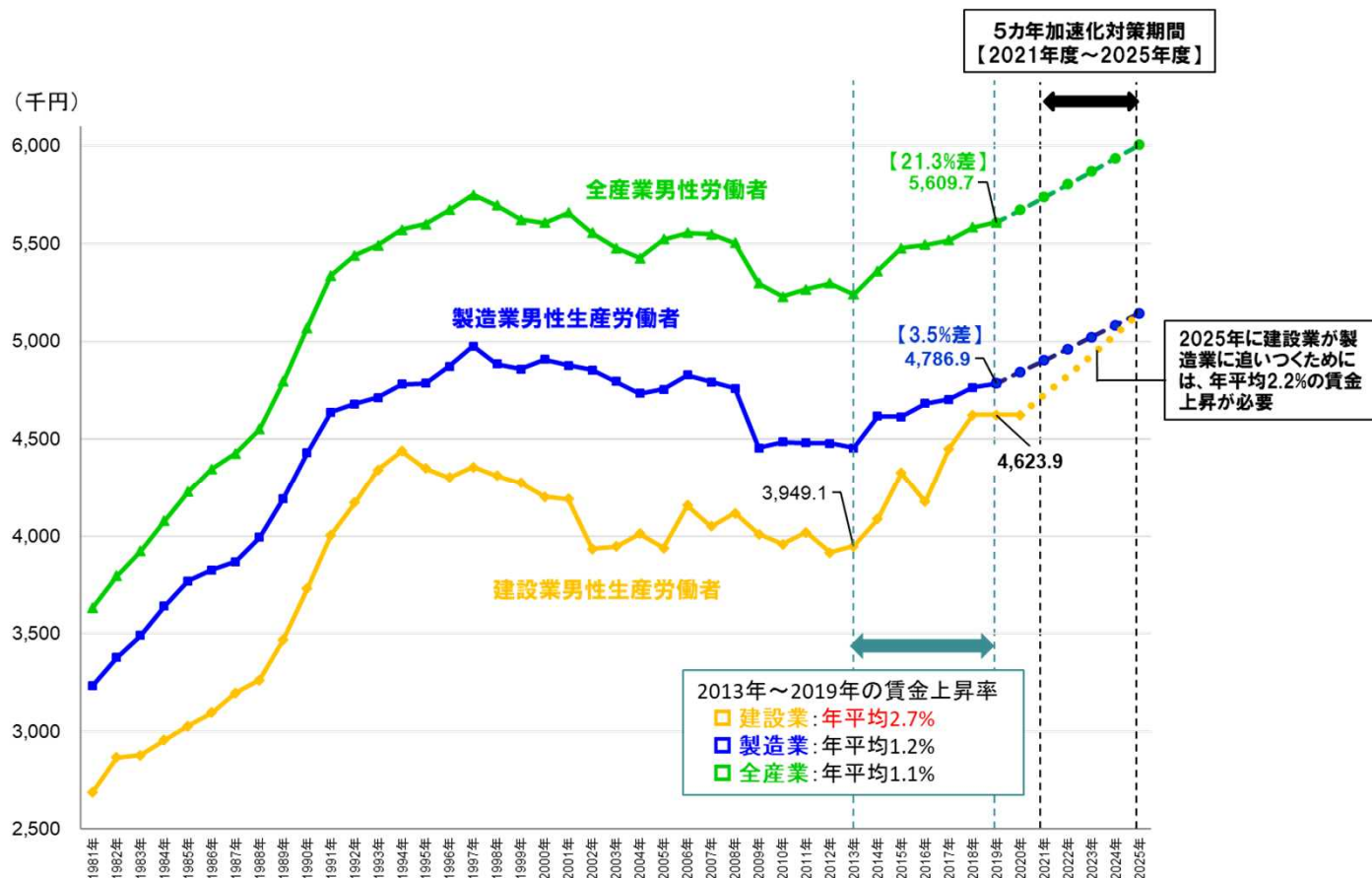
調査及び設計の円滑な実施

○ 公共工事の調査・設計の発注についても、円滑な施工確保の取組を工事と同様に実施 19

技能労働者の賃金水準の引上げについて

- 約42%の地域・業種で賃金レベルが下がった状況が継続・拡大すれば、かつての賃金下落、労務単価下落、利益下落、更なる賃金下落という負のスパイラルに陥りかねない。
- 技能労働者の賃金の引上げが労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつなげる好循環を堅持することが必要。
- 今後の公共事業量については、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」(5カ年総額おおむね15兆円)により、一定の見通しが確保されている。

技能労働者の賃金の推移と他産業との比較



技能労働者の賃金水準の引上げの必要性

- 今後の担い手確保のためには、賃金上昇の継続が必要
- 特に若い世代には、技能と経験に応じて処遇が向上する姿を示すことが必要
- 建設業に関わる全ての関係者が、賃金引上げに向けてそれぞれ努力することが重要

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

新型コロナウイルス感染症禍における賃金実態の労務単価への反映について

現状

R2.10公共事業労務費調査の結果については、経済循環とは全く異なる新型コロナウイルス感染症の流行に起因し、**先行きの見えない異常な状況**による影響から、**一時的に賃金支払いが抑制されている可能性**。
 (民間工事における賃金支払いについても、公共事業労務費調査の対象となる賃金に影響する可能性もあることに留意。)

対応策

コロナ禍の特別措置として下記のような対応を実施。

※約4割超の単価について、据え置きの特例措置を適用

前年度を下回った単価



前年度単価に据え置き

前年度を上回った単価



新単価に改定(R3.3~)

設定イメージ

都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工
01 北海道	-500	-100	100	-300	-100
02 青森県	-300	-100	200	-200	100
03 岩手県	-300	0	200	-200	100
04 宮城県	-300	0	200	-200	100
05 秋田県	-300	-100	200	-200	100
06 山形県	-300	-100	200	-200	100
07 福島県	-300	0	200	-200	200

対前年度増減額



都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工
01 北海道	0	0	100	0	0
02 青森県	0	0	200	0	100
03 岩手県	0	0	200	0	100
04 宮城県	0	0	200	0	100
05 秋田県	0	0	200	0	100
06 山形県	0	0	200	0	100
07 福島県	0	0	200	0	200

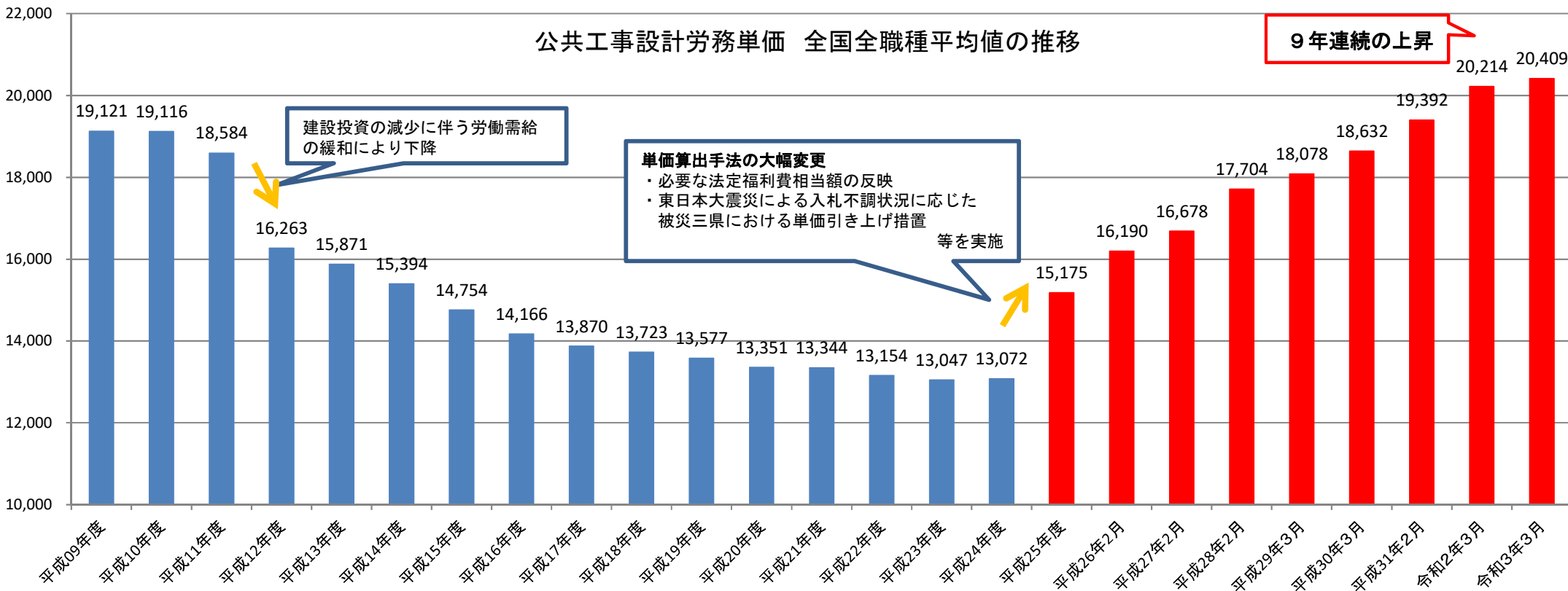
対前年度増減額

単価への影響

本措置による影響は**+0.8%**(単純平均)

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し**9年連続の上昇**



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出し、今年度は令和2年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	H24比
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	+53.5%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	→ +0.6%	+69.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

「歩切りの根絶」貫徹に向けた取組

- **平成26年品確法等改正**により**歩切り※は、品確法に違反することが明確化** ※適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするもの
総務省と連携して早期の見直しを要請し、**平成28年4月にすべての地方公共団体が歩切りを廃止(注)することを決定**
- 今般、**平成28年2月以来5年ぶりとなる悉皆調査を実施**。歩切りのおそれが判明した団体に対し、速やかに事実確認の上、**歩切りの根絶に向けて見直しを徹底する方針**

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

平成27年
1月の状況

(注)「歩切り」を行っている理由について 未回答の1団体を除いた状況。

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,031団体

端数処理等を行っている団体
297団体

慣例、自治体財政の健全化等のため「歩切り」を行っている団体
459団体

平成28年
2月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
(同額とする予定の団体を含む)
1,528団体

端数処理等を行っている団体
(端数処理等に変更予定の団体を含む)
252団体

「歩切り」を行っている団体
8団体

平成28年
12月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,598団体 (同額とする予定又は見直す方向で検討中の**5団体**を含む)

端数処理等を行っている団体
190団体
端数処理等に変更予定の**1団体**を含む

「歩切り」を行っている団体
0団体

平成30年
10月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,669団体 (同額とする予定又は見直す方向で検討中の**3団体**を含む)

端数処理等を行っている団体
119団体

「歩切り」を行っている団体
0団体

令和3年
2月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,672団体

端数処理等を行っている団体
100団体

「歩切り」を行っているおそれのある団体
16団体

(注)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。
設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。

施工時期等の平準化

- 適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
- これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は約9割に達している。
- 引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

①国庫債務負担行為の積極的活用

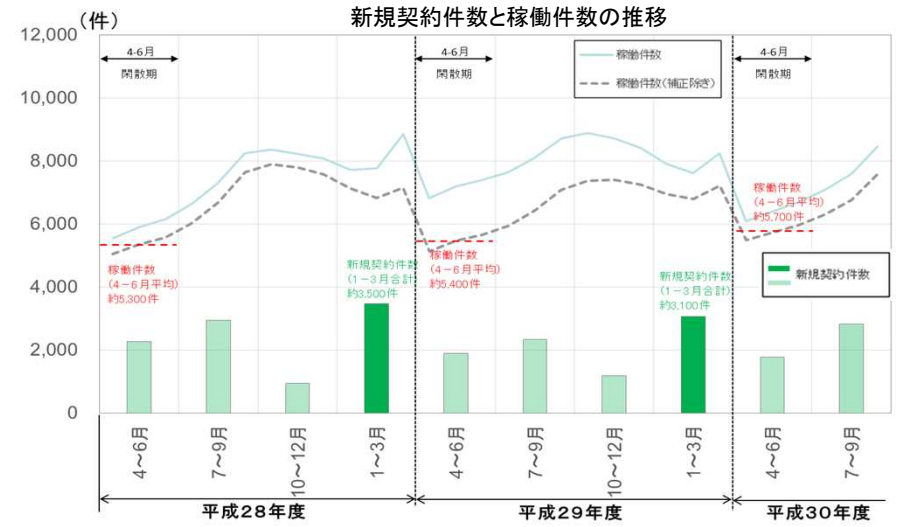
適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(2か年国債^(注1)及びゼロ国債^(注2))を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2か年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

平成31年度:約3,200億円 (平成30年度:約3,100億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※平成31年度の内訳は、2か年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)



※国土交通省直轄工事を対象(港湾・空港除く)
※新規契約件数については、補正予算も含む

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→平成31年3月時点:1783団体(約89%)

国、特殊法人等:198/209、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1518/1722(平成31年3月時点)

③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

[各地区のページ] 【東北地方発注者協議会】平成25年11月1日現在

※〇〇地区の発注見直し
 ※〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。
 ※平成25年11月1日現在に発注(発注予定)の見込みの工事のみ記載しています。
 ※東北地方209地方公共団体、建設の工事を取り扱っています。
 ※フレックスタイム・コンクリート工事、鋼橋工事については、東北地方整備局発注工事のみ記載しています。
 ※下記の発注見直しの発生見直しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注見直しは工事発注予定ではありません。
 発注種別名: 〇〇市、〇〇町、〇〇村
 ※ここに記載する内容は、平成25年11月1日現在の見直しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発生する場合があります。
 ※また、主要建設費等見込み量は、公表時点の概算の見込み数値であり、公表後変更することがあります。
 ※公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願いします。

〇各発注機関の見直し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

発注機関名	発注種別名	工事種別	工事種別(前)	工事種別(後)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概算	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	〇〇市	国道〇〇線地下工事	〇〇市	〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成29年〇月	約〇ヶ月	構架立1基 掘削立1基 保線点では、本線の参加が可能な工事です。	3000~5000万円	
〇〇市	〇〇市	一般国道〇〇線道路改良工事	〇〇市	〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成29年〇月	約〇ヶ月	掘削立・V12,000m ³ 掘削立・V1,500m ³	10000~15000万円	
〇〇市	〇〇市	〇〇地区準直轄建設造成工事	〇〇市	〇〇市	指名競争入札	土木工事	平成29年〇月	〇日	造成工事1式		

■建設業

発注機関名	発注種別名	工事種別	工事種別(前)	工事種別(後)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概算	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	〇〇市	〇〇新築工事	〇〇市	〇〇市	一般競争入札	建設工事	平成29年〇月	約〇ヶ月	建設、電気設備、機械設備一式	30~4000万円	
〇〇市	〇〇市	〇〇地区住宅建設工事	〇〇市	〇〇市	指名競争入札	建設工事	平成29年〇月	〇日	戸建住宅1戸の建設		

注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

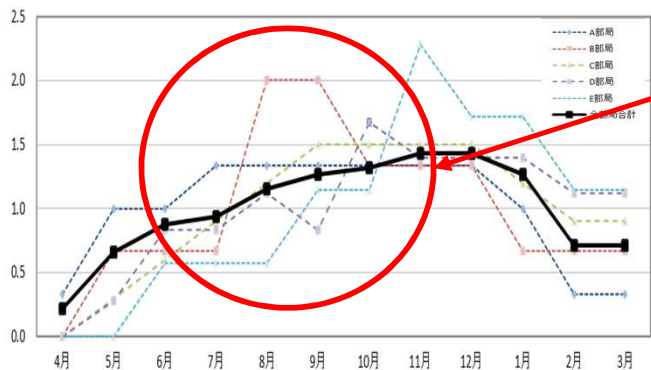
注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

- 自治体自ら平準化の実態を管理し改善につなげるため、統一フォーマットを導入。全国1,721団体のうち約1,500団体が活用
- 統一フォーマットの工事情報等をもとに、自治体ごとに『平準化カルテ』を作成し、個別の働きかけや業界との連携に活用

『平準化統一フォーマット』の機能

平準化率や月別の工事発注件数等の管理のほか、発注見通しなどを踏まえて、平準化のシミュレーションを行うことが可能

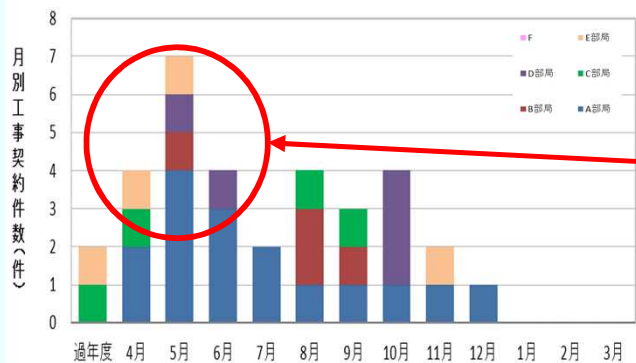
月別の平準化状況



部局別や発注金額別にグラフ化して見える化

発注見通しを入力すれば、平準化率等の変化をシミュレーションすることも可能

月別の工事発注件数

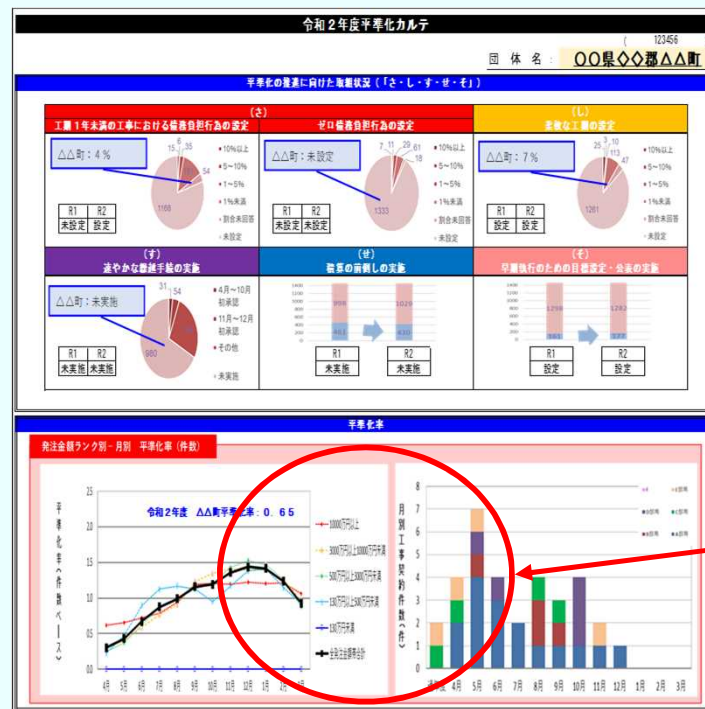


部局別や発注金額別に、自治体の発注時期の分布状況を視覚化

活用

自治体ごとに『平準化カルテ』を作成

『平準化統一フォーマット』をもとに、各自治体の平準化の具体的な取組状況や、工事規模別を含めた平準化の基本データを整理



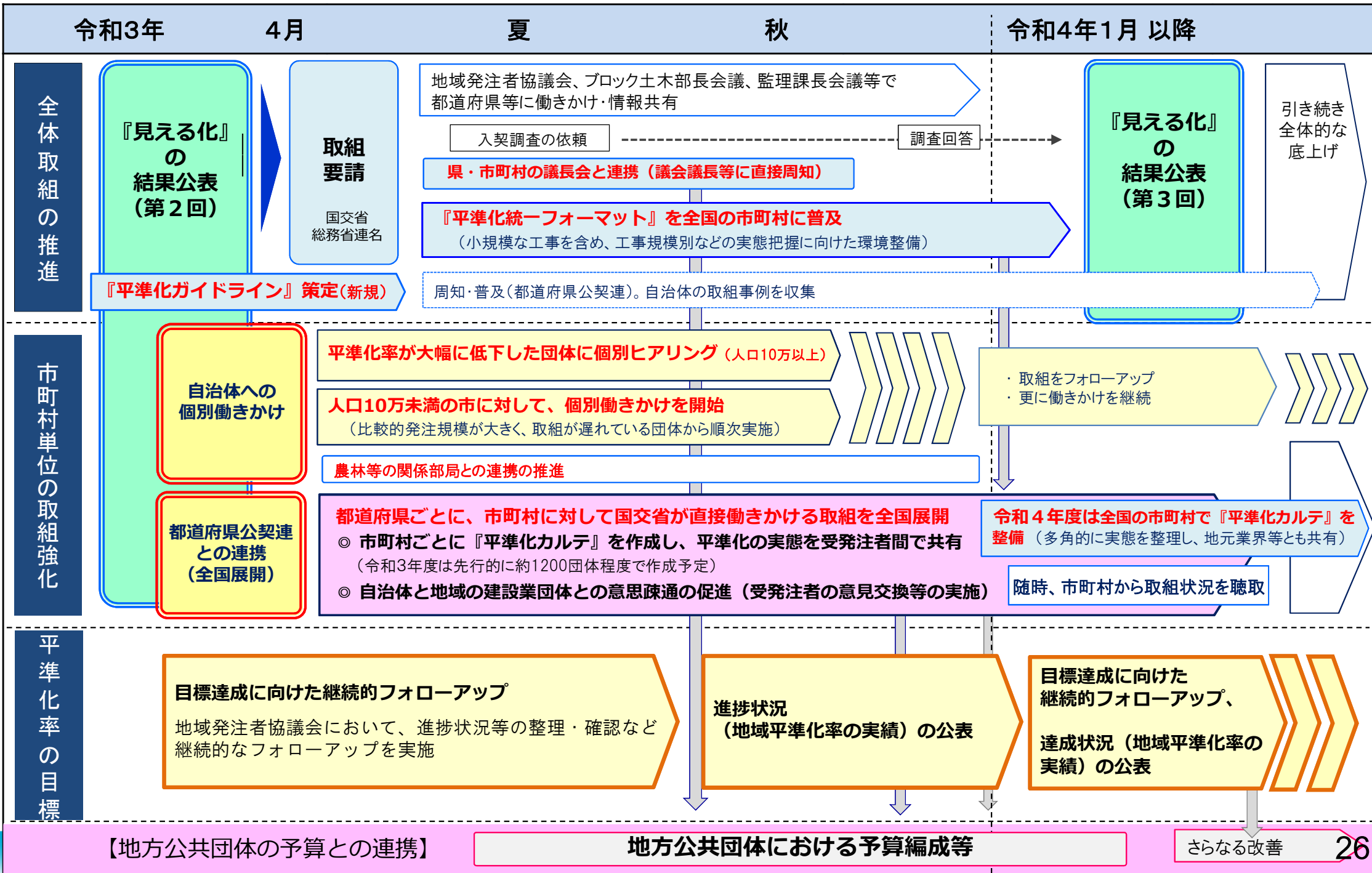
「さしすせそ」の実施状況をデータ化

平準化率や発注時期の分布状況を把握

発注金額帯(契約金額帯)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平準
10000万円以上	0.61	0.66	0.72	0.79	0.94	1.19	1.20	1.19	1.22	1.20	1.21	1.06	0.66
3000万円以上10000万円未満	0.3	0.40	0.59	0.77	0.91	1.23	1.34	1.41	1.30	1.41	1.20	0.97	0.44
500万円以上3000万円未満	0.2	0.38	0.63	0.87	0.98	1.13	1.20	1.43	1.53	1.47	1.26	0.88	0.42
130万円以上500万円未満	0.23	0.48	0.89	1.13	1.17	1.13	0.95	1.17	1.38	1.42	1.14	0.92	0.53
全発注金額帯合計	0.30	0.43	0.67	0.88	0.99	1.16	1.19	1.36	1.44	1.41	1.24	0.93	0.65

工事規模別の平準化率を分析

【施工時期の平準化】 今後の平準化推進に向けたロードマップ



- 発注者と建設業団体との緊密な連携により、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による**公共工事の着実な実施が図られるため**、地方公共団体に対しても、総務省と連名で取組を要請
- 受注者側の受注体制の共有、入札制度の改善検討等を推進

国交省から地方公共団体に対し、発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化、受注環境の把握、円滑な発注等を要請*

※『公共事業の円滑な施工確保について』（令和3年1月29日総務省自治行政局長・国土交通省不動産・建設経済局長通知）、
『公共工事の円滑な施工確保に向けた地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換の推進について（依頼）』（令和3年2月8日付国土交通省不動産・建設経済局建設課長事務連絡）

【全建の取組例】

28都県で開催(R3.3月末時点)

※令和3年2月8日、全建会長から都道府県会長あてに依頼

- 防災・減災、国土強靱化の推進、コロナ禍からの日本経済の早期回復のために公共事業の円滑な施工が必要不可欠
- 今後の公共事業の円滑な施工に向けて、都道府県等との意見交換会の早期開催など受発注者間の意思疎通の緊密化、地域の状況の集約等

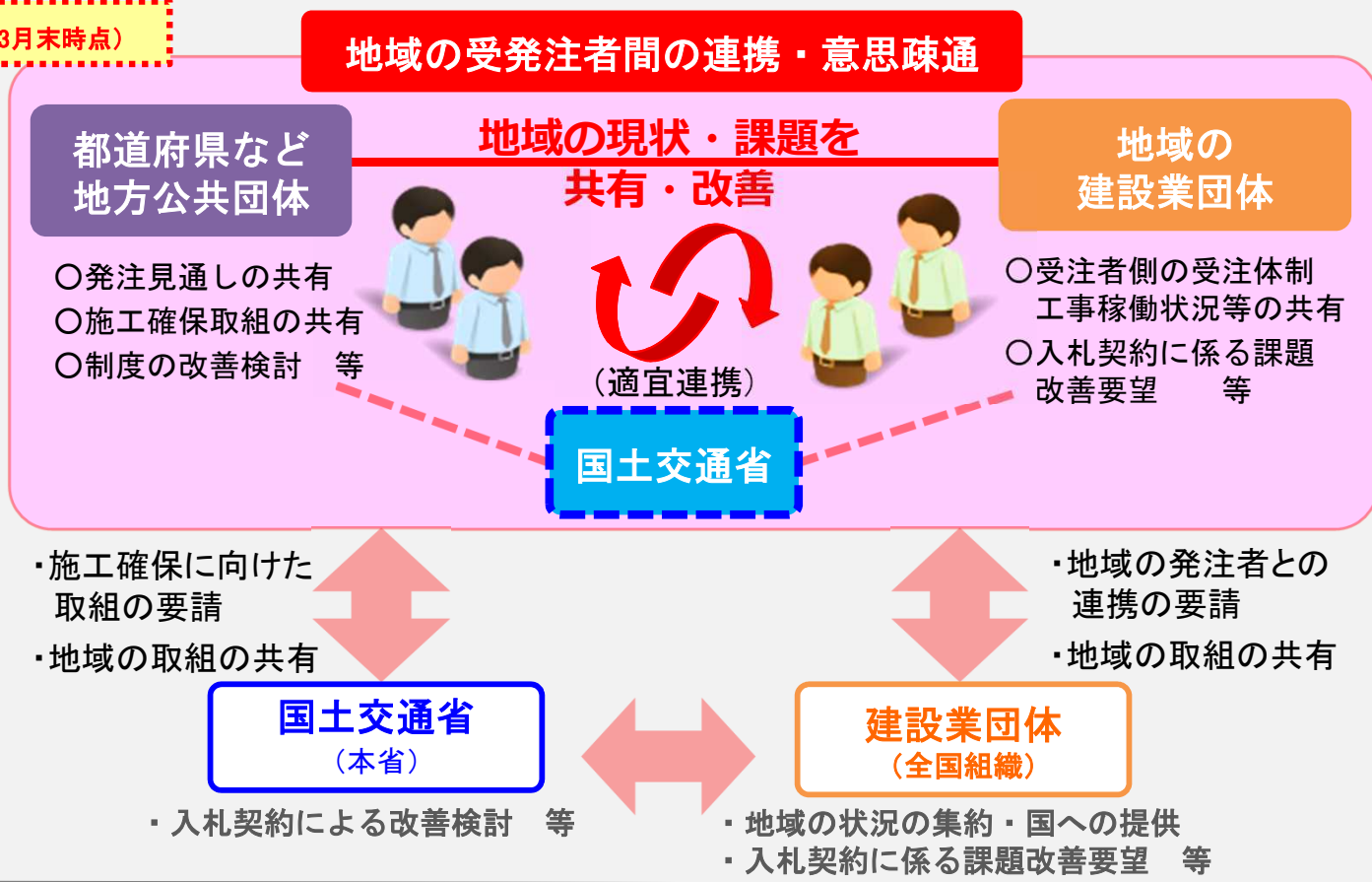
【日建連の取組例】

- 国交省の施工確保通知を受け、会長から会員各社に対して、全力で施工体制の確保を図るよう要請・周知
- 全国各地区の公共工事発注者との意見交換等を実施

【全中建の取組例】

- 全建と同様に、地方公共団体と意見交換会を開催するなど、意思疎通の緊密化の取組を実施

12自治体で開催(R3.3月末時点)



令和3年1月8日
大臣官房技術調査課**建設工事や業務に関する
品質確保や働き方改革のための取組目標を指標化しました**

～全国各地域ブロックの発注関係事務に関する「新・全国統一指標」の目標値等の決定～

改正品確法の理念を現場で実現するため、昨年5月に「新・全国統一指標」を決定したところですが、全国の地域ブロック発注者協議会において継続的に審議し、今般、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や働き方改革に取り組むため、指標の基準値・目標値を決定しました。

将来にわたる公共工事の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。

改正品確法の理念を実現するため、下記の通り、昨年5月に、新・全国統一指標を決定したところですが、今般、全国の地域ブロック発注者協議会での審議を踏まえ、新・全国統一指標の基準値及び目標値を決定いたしましたので、お知らせします。

今後、本指標については、毎年フォローアップしていくとともに、令和6年度の本目標値の達成に向け、施工時期の平準化や適正な工期設定等、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や働き方改革に取り組んでまいります。

記

<新・全国統一指標>

◆工事

①地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格等の設定割合

◆測量、調査及び設計（業務）

①地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※これらに加え、これまでの取組状況を踏まえた地域独自の指標も地域ごとに設定

【お問い合わせ先】

国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐 吉井 基準調整係長 中園
TEL：03-5253-8111（内線22334,22337）直通：03-5253-8220 FAX：03-5253-1536

品質確保・働き方改革のための取組目標 ～新・全国統一指標～

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新たな全国統一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。

新・全国統一指標(工事)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

新・全国統一指標(測量、調査及び設計(業務))

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

地域独自指標

・・・これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

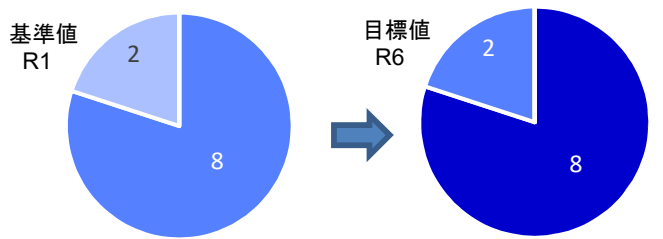
新・全国統一指標の基準値・目標設定の概況

工事

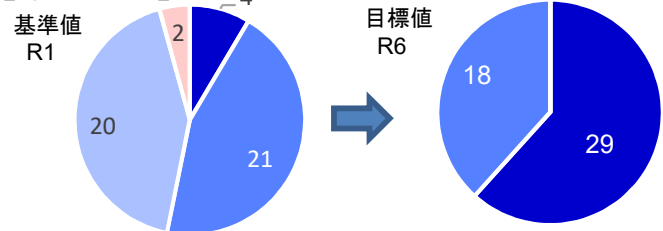
地域平準化率

(年間平均稼働件数に対する閑散期の稼働件数比率)

【地域ブロック単位】

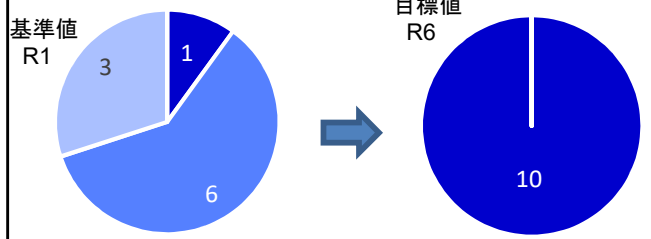


【県域単位】

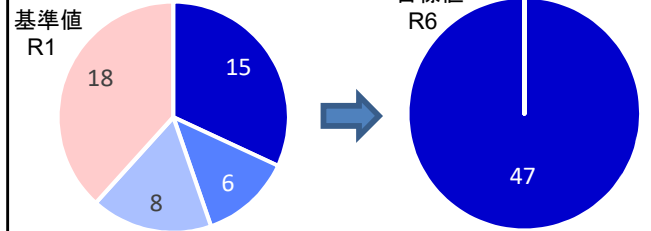


週休2日実施状況

【地域ブロック単位】

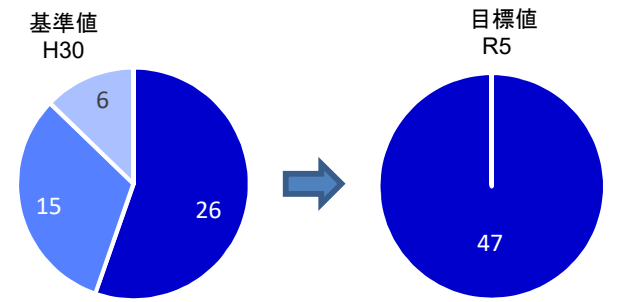


【県域単位】



工事ダンピング対策

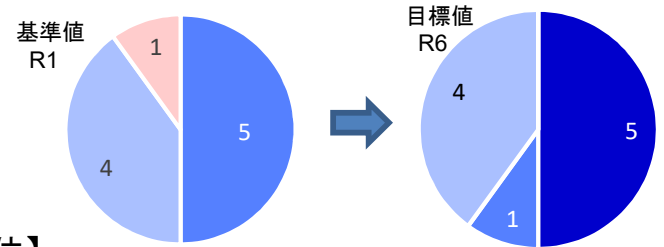
【県域単位】



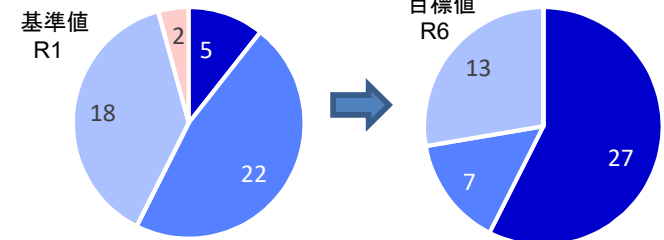
測量、調査及び設計(業務)

地域平準化率(第4四半期納期率)

【地域ブロック単位】

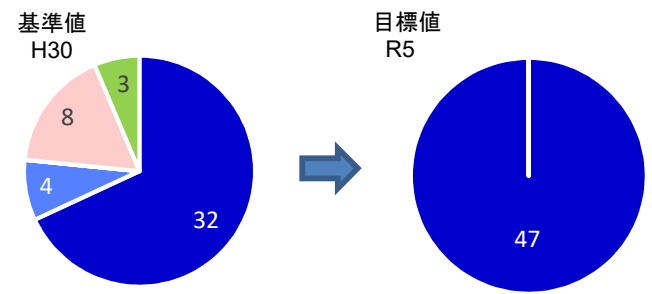


【県域単位】



業務ダンピング対策

【県域単位】



【工事】地域平準化率(地域ブロック単位※)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

集計対象工事:

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」に登録されている工事

対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

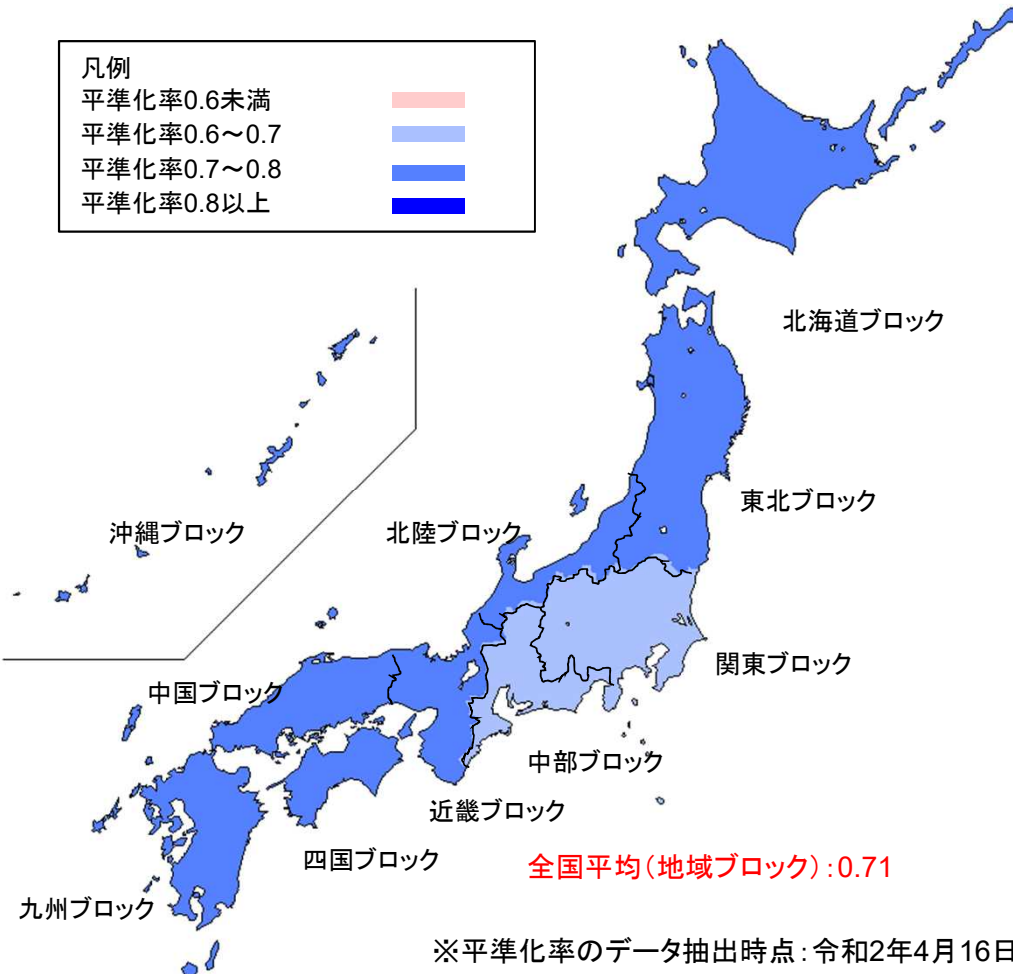
※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

■地域平準化率の基準値(R1)

■基準値(R1)と目標値(R6)

- 凡例
- 平準化率0.6未満 ■
 - 平準化率0.6~0.7 ■
 - 平準化率0.7~0.8 ■
 - 平準化率0.8以上 ■



地域ブロック	地域平準化率	対象範囲
北海道	0.72 ⇒ 0.80	北海道
東北	0.73 ⇒ 0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.68 ⇒ 0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.78 ⇒ 0.80	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67 ⇒ 0.80	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.72 ⇒ 0.78	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76 ⇒ 0.90	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.76 ⇒ 0.90	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.70 ⇒ 0.80	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.75 ⇒ 0.80	沖縄県

※平準化率のデータ抽出時点: 令和2年4月16日

※目標値は令和6年度末時点の値とする

【工事】地域平準化率(県域単位※)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出

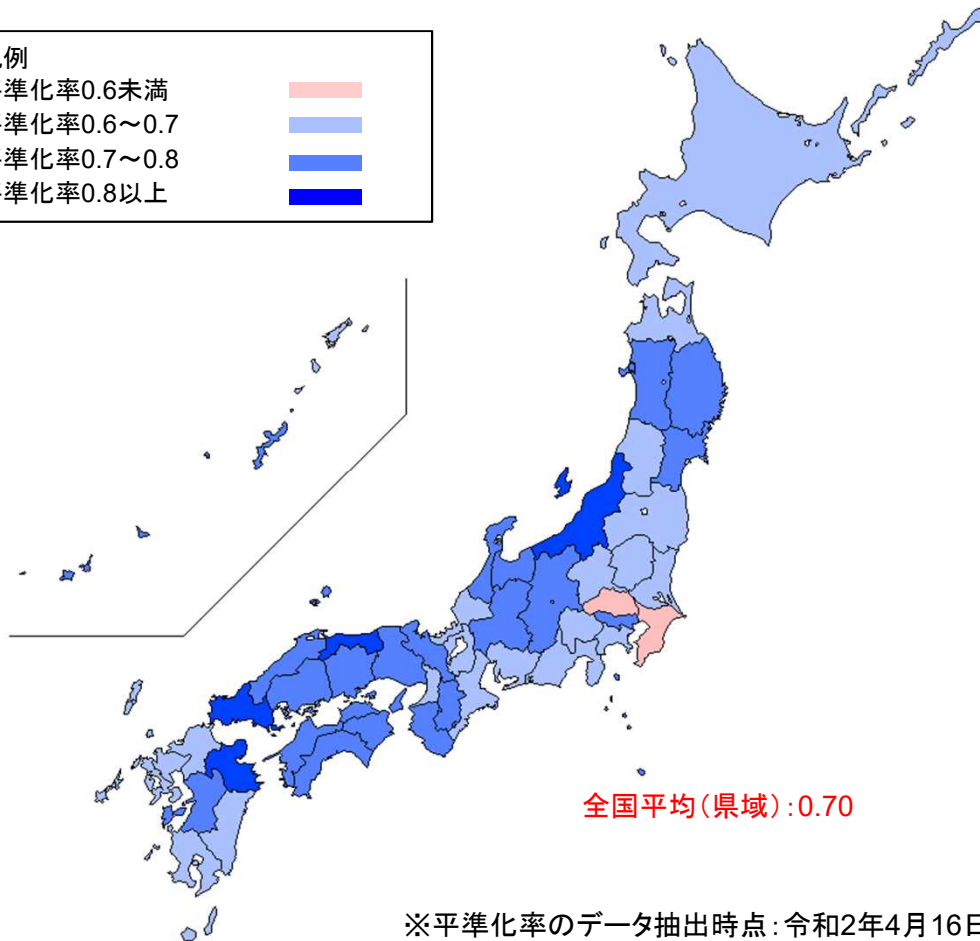
集計対象工事:

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率の基準値(R1)

凡例
平準化率0.6未満
平準化率0.6~0.7
平準化率0.7~0.8
平準化率0.8以上



※平準化率のデータ抽出時点:令和2年4月16日

■基準値(R1)と目標値(R6)

地域	地域平準化率	地域	地域平準化率	地域	地域平準化率
北海道	0.68 ⇒ 0.75	石川県	0.75 ⇒ 0.80	岡山県	0.72 ⇒ 0.90
青森県	0.65 ⇒ 0.75	福井県	0.68 ⇒ 0.76	広島県	0.74 ⇒ 0.90
岩手県	0.75 ⇒ 0.80	山梨県	0.68 ⇒ 0.70	山口県	0.81 ⇒ 0.90
宮城県	0.77 ⇒ 0.75	長野県	0.74 ⇒ 0.75	徳島県	0.74 ⇒ 0.90
秋田県	0.75 ⇒ 0.80	岐阜県	0.77 ⇒ 0.80	香川県	0.77 ⇒ 0.90
山形県	0.68 ⇒ 0.75	静岡県	0.60 ⇒ 0.80	愛媛県	0.78 ⇒ 0.90
福島県	0.65 ⇒ 0.75	愛知県	0.66 ⇒ 0.80	高知県	0.70 ⇒ 0.90
茨城県	0.65 ⇒ 0.70	三重県	0.61 ⇒ 0.80	福岡県	0.69 ⇒ 0.80
栃木県	0.60 ⇒ 0.70	滋賀県	0.65 ⇒ 0.74	佐賀県	0.67 ⇒ 0.80
群馬県	0.63 ⇒ 0.70	京都府	0.73 ⇒ 0.77	長崎県	0.65 ⇒ 0.80
埼玉県	0.59 ⇒ 0.70	大阪府	0.67 ⇒ 0.73	熊本県	0.78 ⇒ 0.80
千葉県	0.59 ⇒ 0.70	兵庫県	0.78 ⇒ 0.82	大分県	0.80 ⇒ 0.80
東京都	0.72 ⇒ 0.80	奈良県	0.73 ⇒ 0.81	宮崎県	0.67 ⇒ 0.80
神奈川県	0.64 ⇒ 0.70	和歌山県	0.73 ⇒ 0.78	鹿児島県	0.61 ⇒ 0.80
新潟県	0.80 ⇒ 0.80	鳥取県	0.81 ⇒ 0.90	沖縄県	0.70 ⇒ 0.80
富山県	0.73 ⇒ 0.80	島根県	0.74 ⇒ 0.90		

※目標値は令和6年度末時点の値とする

【工事】週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(地域ブロック単位※)

週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$

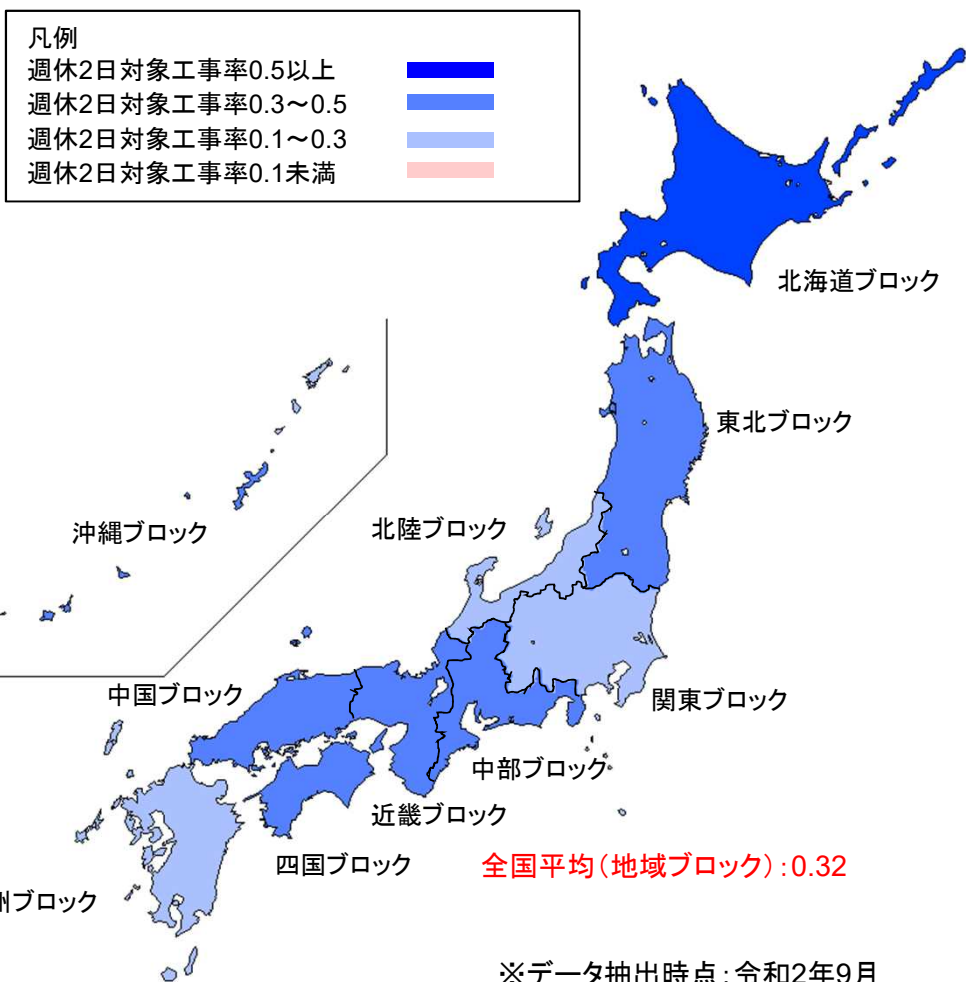
※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日対象工事件数: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象: 対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

対象期間: 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■ 週休2日対象工事設定割合の基準値(R1)



※データ抽出時点: 令和2年9月

■ 基準値(R1)と目標値(R6)

地域ブロック	週休2日対象工事設定割合	対象範囲
北海道	0.61 ⇒ 0.80	北海道
東北	0.35 ⇒ 0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.26 ⇒ 0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.23 ⇒ 0.55	新潟県、富山県、石川県
中部	0.43 ⇒ 0.70	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.30 ⇒ 1.00	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.32 ⇒ 1.00	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.39 ⇒ 1.00	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.26 ⇒ 0.90	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.39 ⇒ 0.80	沖縄県

※目標値は令和6年度末時点の値とする

【工事】週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(県域単位※)

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事}^{\ast}\text{件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を
足し合わせて算出

週休2日対象工事件数:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の
確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

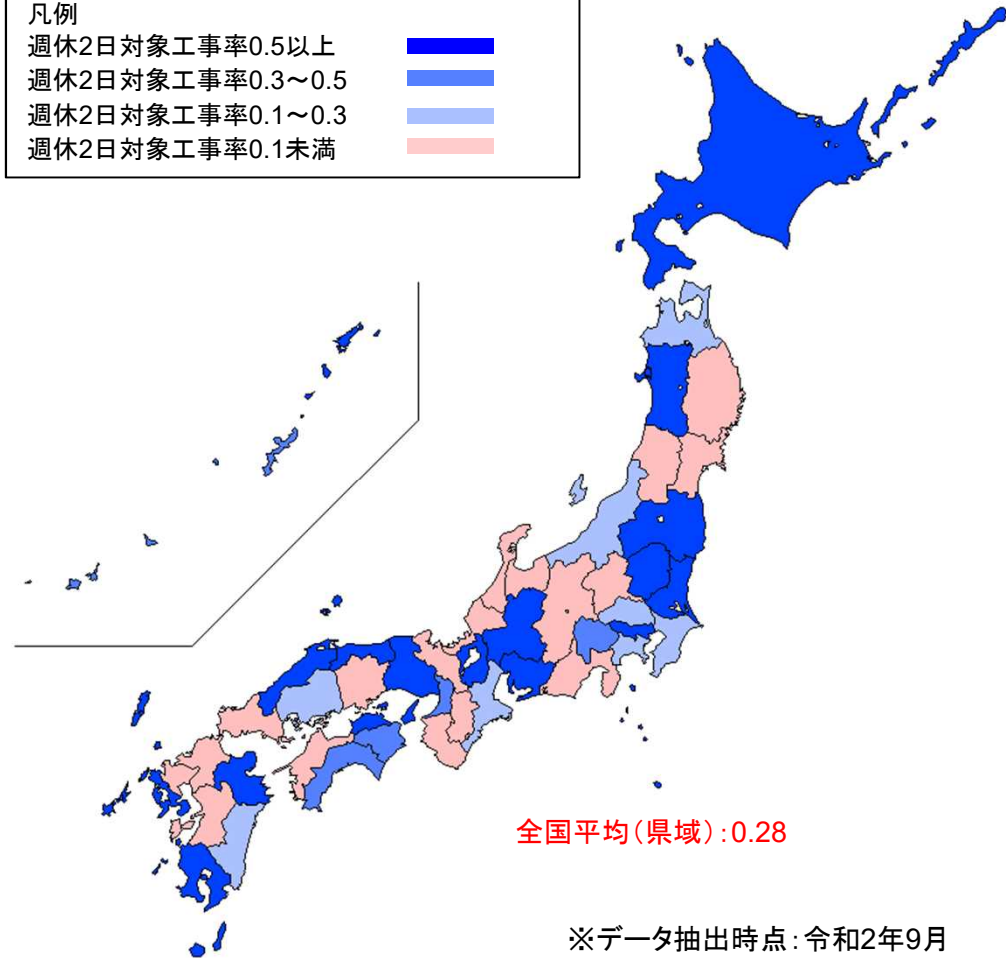
対 象 :対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

対象期間 :当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■週休2日対象工事設定割合の基準値(R1)

■基準値(R1)と目標値(R6)

凡例	
週休2日対象工事率0.5以上	
週休2日対象工事率0.3～0.5	
週休2日対象工事率0.1～0.3	
週休2日対象工事率0.1未満	



※データ抽出時点:令和2年9月

地域	週休2日対象 工事設定割合	地域	週休2日対象 工事設定割合	地域	週休2日対象 工事設定割合
北海道	0.58 ⇒ 0.75	石川県	0.09 ⇒ 0.50	岡山県	0.01 ⇒ 1.00
青森県	0.21 ⇒ 0.80	福井県	0.03 ⇒ 1.00	広島県	0.27 ⇒ 1.00
岩手県	0.02 ⇒ 0.70	山梨県	0.37 ⇒ 0.75	山口県	0.03 ⇒ 1.00
宮城県	0.02 ⇒ 0.70	長野県	0.01 ⇒ 0.75	徳島県	0.47 ⇒ 1.00
秋田県	0.69 ⇒ 0.80	岐阜県	0.67 ⇒ 0.70	香川県	0.83 ⇒ 1.00
山形県	0.09 ⇒ 0.80	静岡県	0.03 ⇒ 0.70	愛媛県	0.01 ⇒ 1.00
福島県	0.61 ⇒ 0.80	愛知県	0.65 ⇒ 0.70	高知県	0.40 ⇒ 1.00
茨城県	0.52 ⇒ 0.75	三重県	0.22 ⇒ 0.70	福岡県	0.05 ⇒ 0.90
栃木県	0.66 ⇒ 0.75	滋賀県	0.83 ⇒ 1.00	佐賀県	0.06 ⇒ 0.90
群馬県	0.02 ⇒ 0.75	京都府	0.09 ⇒ 1.00	長崎県	0.38 ⇒ 0.90
埼玉県	0.14 ⇒ 0.75	大阪府	0.36 ⇒ 1.00	熊本県	0.06 ⇒ 0.90
千葉県	0.21 ⇒ 0.75	兵庫県	0.71 ⇒ 1.00	大分県	0.69 ⇒ 0.90
東京都	0.61 ⇒ 0.75	奈良県	0.05 ⇒ 1.00	宮崎県	0.17 ⇒ 0.90
神奈川県	0.13 ⇒ 0.75	和歌山県	0.05 ⇒ 1.00	鹿児島県	0.52 ⇒ 0.90
新潟県	0.29 ⇒ 0.50	鳥取県	0.94 ⇒ 1.00	沖縄県	0.34 ⇒ 0.80
富山県	0.05 ⇒ 0.50	島根県	0.74 ⇒ 1.00		

※目標値は令和6年度末時点の値とする

【工事】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(県域単位※)

$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注工事件数)}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」データを活用

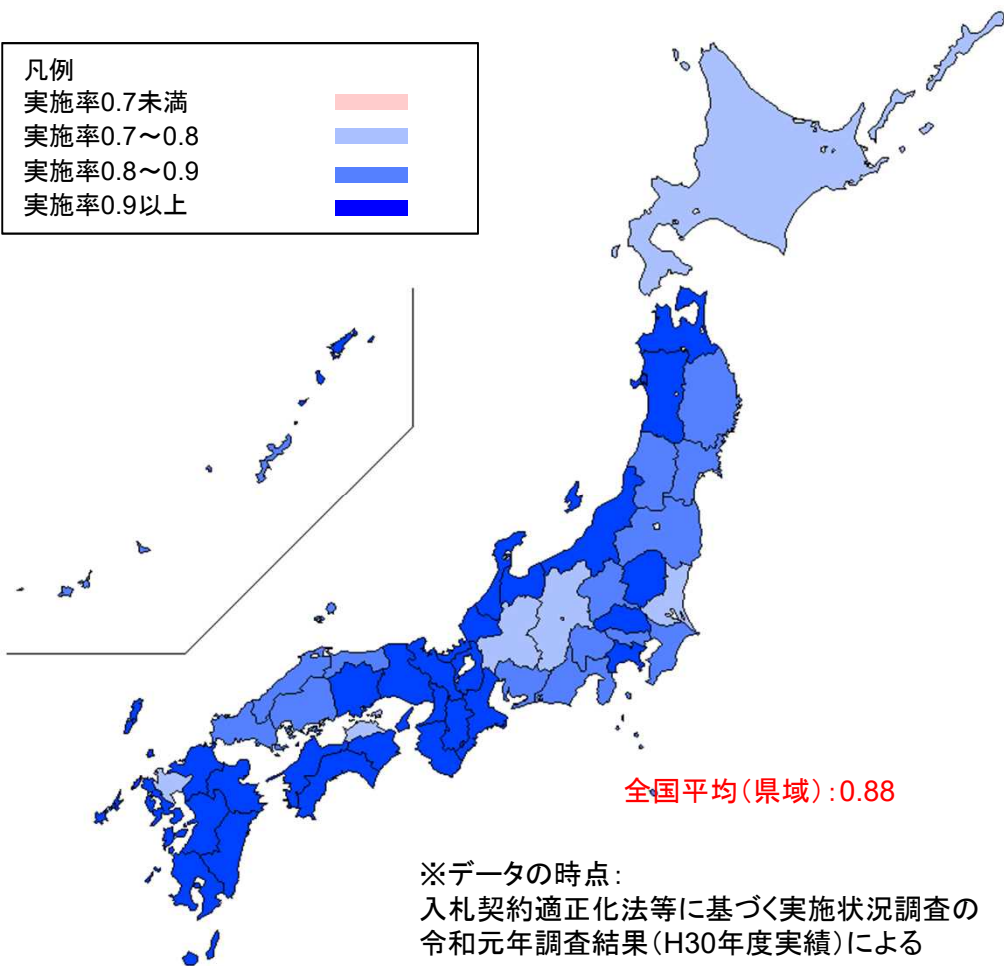
※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の基準値(H30)

■基準値(H30)と目標値(R5)

凡例

実施率0.7未満	赤
実施率0.7~0.8	薄青
実施率0.8~0.9	青
実施率0.9以上	濃青



※データの時点:
入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の
令和元年調査結果(H30年度実績)による

地域	実施率	地域	実施率	地域	実施率
北海道	0.71 ⇒ 0.90	石川県	0.98 ⇒ 1.00	岡山県	0.97 ⇒ 1.00
青森県	0.95 ⇒ 1.00	福井県	0.90 ⇒ 1.00	広島県	0.84 ⇒ 1.00
岩手県	0.85 ⇒ 0.90	山梨県	0.84 ⇒ 1.00	山口県	0.89 ⇒ 1.00
宮城県	0.87 ⇒ 0.90	長野県	0.71 ⇒ 1.00	徳島県	0.96 ⇒ 1.00
秋田県	0.91 ⇒ 0.90	岐阜県	0.73 ⇒ 1.00	香川県	0.77 ⇒ 1.00
山形県	0.85 ⇒ 0.90	静岡県	0.84 ⇒ 1.00	愛媛県	0.97 ⇒ 1.00
福島県	0.80 ⇒ 0.90	愛知県	0.89 ⇒ 1.00	高知県	0.99 ⇒ 1.00
茨城県	0.77 ⇒ 1.00	三重県	0.95 ⇒ 1.00	福岡県	0.92 ⇒ 1.00
栃木県	0.91 ⇒ 1.00	滋賀県	0.99 ⇒ 1.00	佐賀県	0.74 ⇒ 1.00
群馬県	0.85 ⇒ 1.00	京都府	0.92 ⇒ 1.00	長崎県	0.99 ⇒ 1.00
埼玉県	0.90 ⇒ 1.00	大阪府	0.93 ⇒ 1.00	熊本県	0.97 ⇒ 1.00
千葉県	0.89 ⇒ 1.00	兵庫県	0.93 ⇒ 1.00	大分県	1.00 ⇒ 1.00
東京都	0.86 ⇒ 1.00	奈良県	0.90 ⇒ 1.00	宮崎県	0.98 ⇒ 1.00
神奈川県	0.93 ⇒ 1.00	和歌山県	0.96 ⇒ 1.00	鹿児島県	0.90 ⇒ 1.00
新潟県	0.93 ⇒ 1.00	鳥取県	0.86 ⇒ 1.00	沖縄県	0.80 ⇒ 0.90
富山県	0.90 ⇒ 1.00	島根県	0.88 ⇒ 1.00		

※目標値は令和6年度の調査で得られる値(令和5年度実績)とする

【業務】地域平準化率(第4四半期納期率)(地域ブロック単位※) 国土交通省

$$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{(第4四半期[1~3月])に完了する業務件数}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$$

集計対象工事:

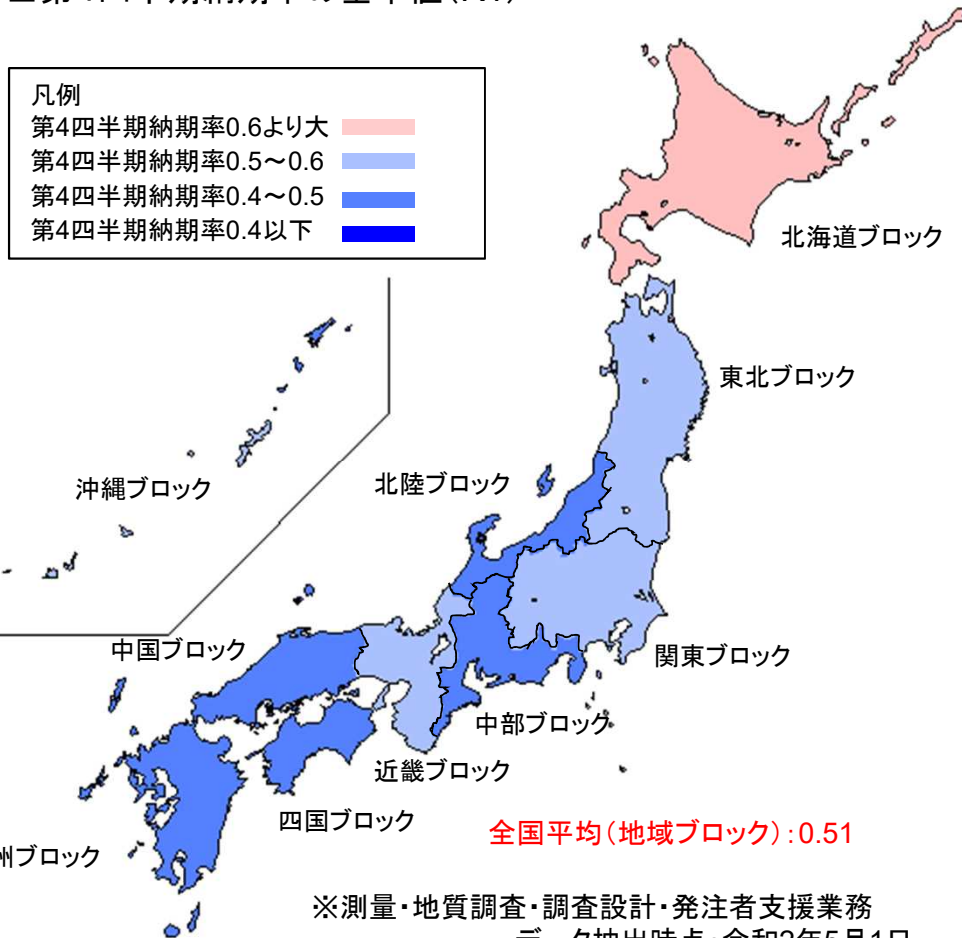
測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
 営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務

稼働件数: 当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

■第4四半期納期率の基準値(R1)



※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務
 データ抽出時点: 令和2年5月1日
 ※営繕業務
 データ抽出時点: 令和2年6月23日

■基準値(R1)と目標値(R6)

地域ブロック	第4四半期納期率	対象範囲
北海道	0.68 ⇒ 0.50	北海道
東北	0.53 ⇒ 0.50	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.51 ⇒ 0.50 以下	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.47 ⇒ 0.40	新潟県、富山県、石川県
中部	0.48 ⇒ 0.40	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.52 ⇒ 0.46	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.48 ⇒ 0.40	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.47 ⇒ 0.40	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.47 ⇒ 0.40	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.55 ⇒ 0.50	沖縄県

※目標値は令和6年度末時点の値とする

【業務】地域平準化率(第4四半期納期率)(県域単位※)

$$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{(第4四半期[1~3月])に完了する業務件数}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$$

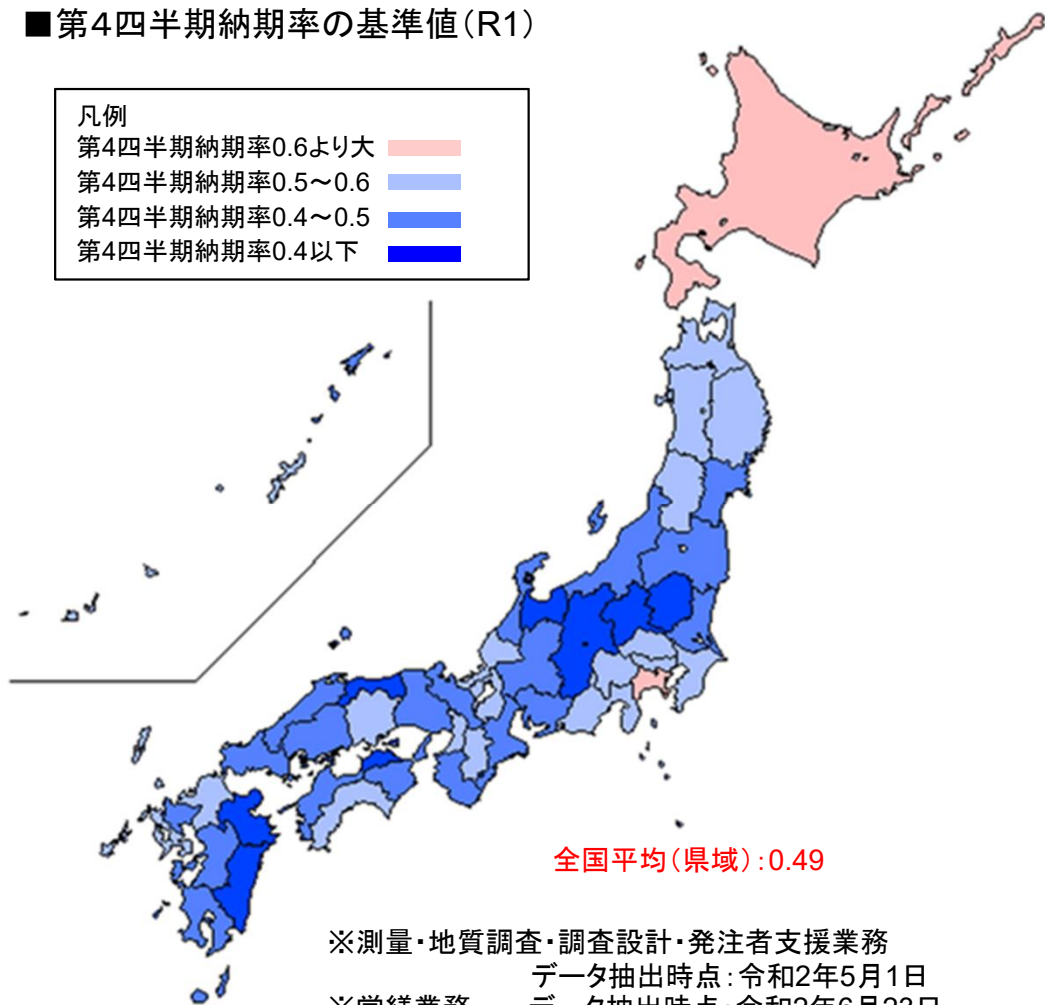
※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を
足し合わせて算出

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務

稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

■第4四半期納期率の基準値(R1)

凡例	
第4四半期納期率0.6より大	■
第4四半期納期率0.5~0.6	■
第4四半期納期率0.4~0.5	■
第4四半期納期率0.4以下	■



※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務
データ抽出時点: 令和2年5月1日
※営繕業務
データ抽出時点: 令和2年6月23日

■基準値(R1)と目標値(R6)

地域	第4四半期納期率	地域	第4四半期納期率	地域	第4四半期納期率
北海道	0.67 ⇒ 0.50	石川県	0.46 ⇒ 0.40	岡山県	0.51 ⇒ 0.40
青森県	0.53 ⇒ 0.50	福井県	0.51 ⇒ 0.46	広島県	0.46 ⇒ 0.40
岩手県	0.51 ⇒ 0.50	山梨県	0.51 ⇒ 0.50	山口県	0.49 ⇒ 0.40
宮城県	0.47 ⇒ 0.50	長野県	0.35 ⇒ 0.35	徳島県	0.47 ⇒ 0.40
秋田県	0.53 ⇒ 0.50	岐阜県	0.41 ⇒ 0.40	香川県	0.35 ⇒ 0.40
山形県	0.53 ⇒ 0.50	静岡県	0.51 ⇒ 0.40	愛媛県	0.46 ⇒ 0.40
福島県	0.46 ⇒ 0.50	愛知県	0.43 ⇒ 0.40	高知県	0.53 ⇒ 0.40
茨城県	0.44 ⇒ 0.40	三重県	0.46 ⇒ 0.40	福岡県	0.53 ⇒ 0.40
栃木県	0.39 ⇒ 0.40	滋賀県	0.51 ⇒ 0.46	佐賀県	0.44 ⇒ 0.40
群馬県	0.40 ⇒ 0.40	京都府	0.49 ⇒ 0.43	長崎県	0.52 ⇒ 0.40
埼玉県	0.51 ⇒ 0.50	大阪府	0.56 ⇒ 0.47	熊本県	0.49 ⇒ 0.40
千葉県	0.51 ⇒ 0.50	兵庫県	0.49 ⇒ 0.46	大分県	0.40 ⇒ 0.40
東京都	0.59 ⇒ 0.50	奈良県	0.53 ⇒ 0.46	宮崎県	0.35 ⇒ 0.40
神奈川県	0.62 ⇒ 0.50	和歌山県	0.45 ⇒ 0.43	鹿児島県	0.41 ⇒ 0.40
新潟県	0.46 ⇒ 0.40	鳥取県	0.40 ⇒ 0.40	沖縄県	0.52 ⇒ 0.50
富山県	0.36 ⇒ 0.40	島根県	0.41 ⇒ 0.40		

※目標値は令和6年度末時点の値とする

【業務】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(県域単位※)

$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注業務件数)}}$$

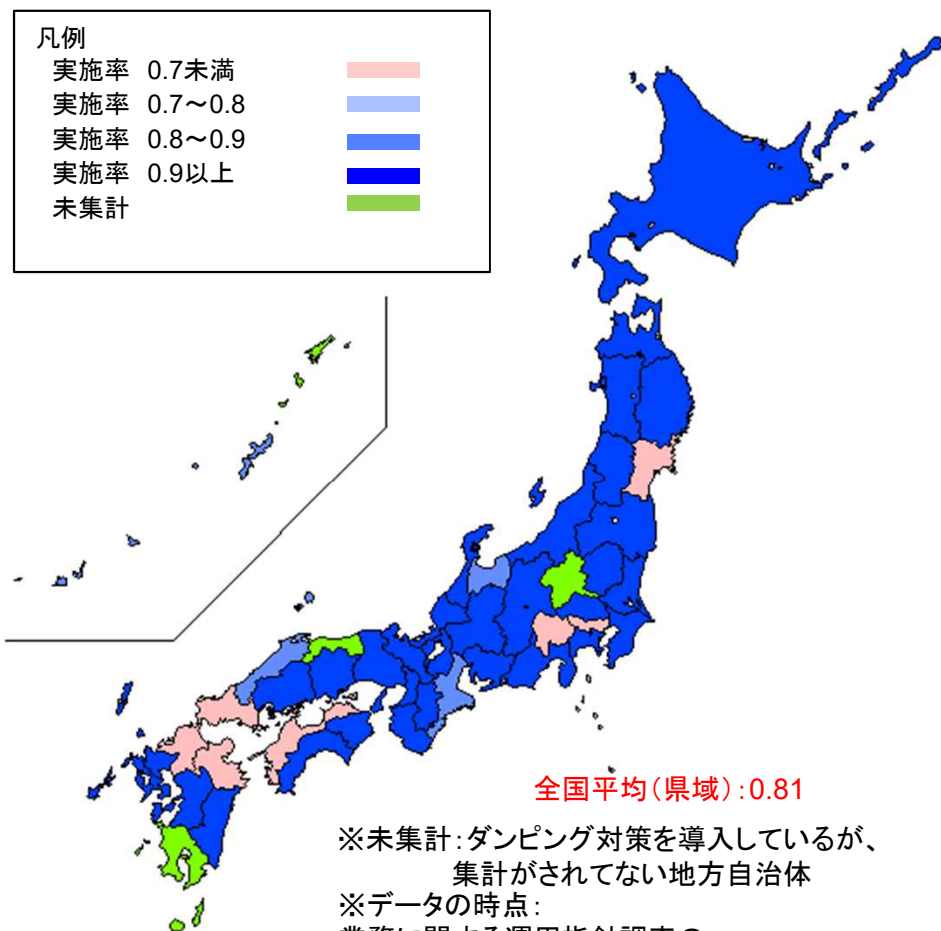
※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

「業務に関する運用指針調査」データを活用

対象業務:土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の基準値(H30)

■基準値(H30)と目標値(R5)



※未集計:ダンピング対策を導入しているが、集計がされていない地方自治体

※データの時点:
業務に関する運用指針調査の
令和元年調査結果(H30年度実績)による

地域	実施率	地域	実施率	地域	実施率
北海道	0.99 ⇒ 1.00	石川県	1.00 ⇒ 1.00	岡山県	0.98 ⇒ 1.00
青森県	1.00 ⇒ 1.00	福井県	1.00 ⇒ 1.00	広島県	0.97 ⇒ 1.00
岩手県	1.00 ⇒ 1.00	山梨県	0.02 ⇒ 1.00	山口県	0.53 ⇒ 1.00
宮城県	0.62 ⇒ 1.00	長野県	1.00 ⇒ 1.00	徳島県	0.97 ⇒ 1.00
秋田県	1.00 ⇒ 1.00	岐阜県	1.00 ⇒ 1.00	香川県	0.04 ⇒ 1.00
山形県	1.00 ⇒ 1.00	静岡県	0.94 ⇒ 1.00	愛媛県	0.50 ⇒ 1.00
福島県	1.00 ⇒ 1.00	愛知県	0.94 ⇒ 1.00	高知県	1.00 ⇒ 1.00
茨城県	0.95 ⇒ 1.00	三重県	0.81 ⇒ 1.00	福岡県	0.15 ⇒ 1.00
栃木県	0.93 ⇒ 1.00	滋賀県	0.96 ⇒ 1.00	佐賀県	0.99 ⇒ 1.00
群馬県	未集計 ⇒ 1.00	京都府	1.00 ⇒ 1.00	長崎県	0.90 ⇒ 1.00
埼玉県	0.98 ⇒ 1.00	大阪府	1.00 ⇒ 1.00	熊本県	1.00 ⇒ 1.00
千葉県	0.95 ⇒ 1.00	兵庫県	0.99 ⇒ 1.00	大分県	0.00 ⇒ 1.00
東京都	0.00 ⇒ 1.00	奈良県	1.00 ⇒ 1.00	宮崎県	0.93 ⇒ 1.00
神奈川県	0.97 ⇒ 1.00	和歌山県	0.99 ⇒ 1.00	鹿児島県	未集計 ⇒ 1.00
新潟県	1.00 ⇒ 1.00	鳥取県	未集計 ⇒ 1.00	沖縄県	0.82 ⇒ 0.90
富山県	0.82 ⇒ 1.00	島根県	0.83 ⇒ 1.00		

※目標値は令和6年度の調査で得られる値(令和5年度実績)とする

地域独自指標の基準値・目標設定状況

北海道ブロック

・総合評価の導入状況(工事)

基準値	目標値
北海道ブロック: 24%	70%
北海道県域 : 18%	65%

・プロポ・総合評価の導入状況(業務)

基準値	目標値
北海道ブロック: 42%	60%
北海道県域 : 38%	55%

東北ブロック

- ・最新の積算基準
基準値 47%
目標値 100%
- ・設計変更ガイドライン
基準値 49%
目標値 100%
- ・設計変更実施率
基準値 44%
目標値 100%
- ・ICT土工の実施※
基準値 11%
目標値 100%

(75%以上の割合)
※国等、県、人口10万人以上の都市のみ対象

- ・ICT土工証明書の発行・活用※
基準値 18%
目標値 90%
- ・工事書類の標準化
基準値 26%
目標値 100%
- ・ウィークリースタンスの実施状況(工事)
基準値 7%
目標値 100%
- ・ウィークリースタンスの実施状況(業務)
基準値 7%
目標値 100%

関東ブロック

(工事)

- ・最新の積算基準
基準値 68%
目標値 100%
- ・設計変更ガイドライン
基準値 50%
目標値 100%

(業務)

- ・ウィークリースタンス
基準値 43%
目標値 100%

北陸ブロック

(工事)・週休2日の取り組み

基準値	目標値
北陸ブロック: 0.32	北陸ブロック: 1.00
新潟県域: 0.16	新潟県域: 1.00
富山県域: 0.19	富山県域: 1.00
石川県域: 0.10	石川県域: 1.00

(工事)・設計変更GLの活用

基準値	目標値
北陸ブロック: 0.80	北陸ブロック: 1.00
新潟県域: 0.74	新潟県域: 1.00
富山県域: 0.81	富山県域: 1.00
石川県域: 0.95	石川県域: 1.00

(業務)・適切な履行期間の設定

基準値	目標値
北陸ブロック: 0.86	北陸ブロック: 1.00
新潟県域: 0.84	新潟県域: 1.00
富山県域: 0.94	富山県域: 1.00
石川県域: 0.85	石川県域: 1.00

中部ブロック

(工事)	[基準値]	[目標値]
・最新の積算基準	29%	100%
・適正な工期設定	—	100%
・設計変更ガイドライン	68%	100%
・建設ICTの導入	9%	100%
・受発注者間の情報共有	5%	100%
・総合評価の導入状況	86%	100%

(業務)	[基準値]	[目標値]
・最新の積算基準	—	100%
・適正な履行期間の設定	—	100%
・設計変更ガイドライン	—	100%
・総合評価の導入	—	100%

近畿ブロック

・工事の適切な設計変更

	基準値	目標値
福井県の市町村:	0.29	0.90
滋賀県の市町村:	0.58	0.90
京都府の市町村:	0.92	0.92
大阪府の市町村:	0.56	0.90
兵庫県の市町村:	0.28	0.90
奈良県の市町村:	0.67	0.90
和歌山県の市町村:	0.57	0.90

地域独自指標の基準値・目標設定状況

中国ブロック

- (工事)
 - ・予定価の事後公表
基準 68%
目標 100%
 - ・一般競争の実施基準を定め運用
基準 80%
目標 100%
 - ・総合評価の実施基準を定め運用
基準 62%
目標 100%
- (業務)
 - ・ウィークリースタンスの実施
基準 -
目標 100%

四国ブロック

- (工事)
 - ・予定価格の原則事後公表(44.1%)
 - ・設計変更ガイドラインの策定(27.0%)
 - ・ICTを活用した生産性向上(-)
 - ・総合評価落札方式の導入(73.0%)
 - ・工事成績評定の実施(81.6%)
 - ・余裕期間制度の活用(75.6%)
 - ・ワンデーレスポンス、設計変更協議会、三者会議の実施等(86.2%)
 - ・中長期的な工事の発注見通し(当面地整のみ)(-)
 - (業務)
 - ・予定価格の原則事後公表(45.0%)
 - ・ICTを活用した生産性向上(-)
 - ・プロポーザル方式、総合評価方式の導入(-)
 - ・ウィークリースタンスの実施(-)
 - ・スケジュール管理表、合同現地踏査の実施(-)
 - ・発注見通し情報の共有(-)
 - ・中長期的な業務の発注見通し(当面は地整のみ)(-)
- ◆基準値・目標値
 基準 : 上記()内に記載
 目標 : 全項目を全機関で導入、実施(100%)

九州ブロック

- (工事)
 - ・最新の積算基準
基準 0.64
目標 1.00
 - ・設計変更ガイドライン
基準 0.39
目標 1.00
- (業務)
 - ・ウィークリースタンスの実施
基準 0.05
目標 1.00

沖縄ブロック

- (工事)
 - ・最新の積算基準
基準 0.51
目標 0.80以上
 - ・設計変更ガイドライン
基準 0.55
目標 0.80以上
- (業務)
 - ・最新の積算基準
基準 0.45
目標 0.80以上
 - ・設計変更ガイドライン
基準 0.40
目標 0.80以上

R2. 4月 施工時期の平準化の進捗・取組状況を「見える化」(本省発表)

R2. 5月 新・全国統一指標の決定(本省発表)

R2. 5月～ 発注者協議会において

○新・全国統一指標:基準値(R1実績値)、目標値等

○地域独自指標:項目、基準値(R1実績値)、目標値等を検討

R2. 10～12月 発注者協議会において上記を決定・公表

※地域ごとに順次発表

R3. 1月 全国の統一指標・地域独自指標の基準値・目標値を
まとめて公表【本省発表】

R3以降(毎年度) 指標の実績値をフォローアップ

